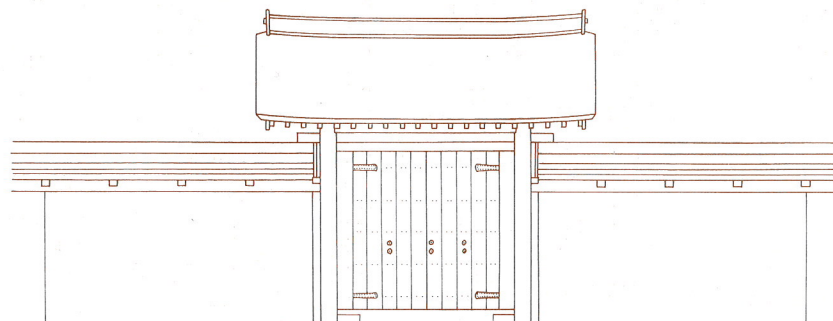


志波城跡

—平成15・16年度発掘調査概報—



2005. 11

盛岡市教育委員会

志 波 城 跡

—平成15・16年度発掘調査概報—

2005. 11

盛岡市教育委員会

序

史跡志波城跡は、盛岡市の南西部、太田地区に所在する古代の城柵遺跡です。昭和59年に国史跡の指定を受け、当市教育委員会では用地取得事業、保存整備事業をすすめております。第Ⅰ期保存整備事業として復元された外郭南門および外郭南辺周辺は「志波城古代公園」として多くの方々のご来訪をいただいておりますとともに、平成12年度からは第Ⅱ期保存整備事業に着手し、政庁周辺の整備および発掘調査を継続しているところであります。また、平成15年には「志波城造営1200年記念事業」を実施し、多くの方々に志波城跡をはじめとした歴史や文化にふれていただけたものと思います。あわせて、政庁南門周辺の復元整備とその公開をし、現在では政庁東西門や官衙域の復元整備をすすめております。

さて、平成15・16年度の発掘調査は、これまで未調査であった南西官衙域の構造が把握できたことをはじめとした貴重な成果をあげることができました。本書は、その調査概報として資料の呈示を意図してまとめたものですが、市民の皆様をはじめ、学校や関係機関・研究者等の方々に活用していただければ幸いと存じます。

最後になりましたが、発掘調査を実施するにあたり、ご指導やご助言を賜りました文化庁文化財部記念物課ならびに岩手県教育委員会生涯学習文化課、史跡整備委員会の先生方に深く感謝を申し上げますとともに、ご理解とご協力を頂いた地権者各位ならびに地元関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成17年11月

盛岡市教育委員会

教育長 八巻恒雄

例 言

- 1 本書は、岩手県盛岡市下太田方八丁・新堰端ほかに所在する、志波城跡の平成15・16年度発掘調査概報である。
- 2 本書の編集執筆は盛岡市遺跡の学び館今野公顕があたり、室野秀文、三浦陽一、藤村茂克、佐々木亮二、および文化課津嶋知弘、千田和文、神原雄一郎、花井正香が協議して編集した。
- 3 遺構平面位置は、平面直角座標X系を座標変換した調査座標で表示した。なお、測量成果と世界測地系への移行の問題については、國生尚氏にご寄稿いただき、IV章に掲載した。
 - ・調査座標軸は第X系に準じる。
 - ・日本測地系調査座標原点 X-35,000.000 Y+23,700.000 → R X±0.000 R Y±0.000
 - ・世界測地系調査座標原点 X-34,692.299 Y+23,400.450 → R X±0.000 R Y±0.000
- 4 高さは標高値をそのまま使用している。
- 5 土層図は堆積のしかたを重視し、線の太さを使い分けた。土層注記は層理ごとに本文でふれ、個々の層位については割愛した。層相の観察にあたっては『新版標準土色帖』（1994小山正忠・竹原秀雄）を参考にした。
- 6 遺構記号・番号は次のとおりとした。

遺構記号	
柱列跡	SA
建物跡	SB
	SC
溝跡	SD
井戸跡	SE
築地・土塁	SF
竪穴住居跡	SI
	SJ
土坑・竪穴	SK
その他	SX

遺 構 番 号	
外郭築地線より外側の遺構	001～099
外郭築地線および付属遺構	100～199
外郭築地線より内側の遺構	200～499
政庁地区の遺構	500～599
中世以降の遺構	800～899
南辺に関する遺構	下2桁10～29
東辺に関する遺構	下2桁30～49
北辺に関する遺構	下2桁50～69
西辺に関する遺構	下2桁70～89

- 7 平面図は遺構によって、線種を以下のように使い分けた。

遺 構	実線 破線
	古代の地業跡
中世以降の遺構	二点鎖点

- 8 建物の棟方向は、建築時に意図したと考えられる棟の方向をあらわし、両妻の棟持柱の中心を結んだ線、もしくは両妻の中間点を結んだ線の方向の傾きを示した。
- 9 古代の土器区分は、須恵器・土師器・あかやき土器に分類した。
- 10 発掘調査にともなう出土遺物および諸記録は、盛岡市遺跡の学び館で保管している。

11 調査成果の一部については、『現地説明会資料』や『古代城柵官衙遺跡検討会資料集』などに報告しているが、本書の記載内容をもって訂正する。

12 本遺跡発掘調査関係の文献には下記のものがあり、その略称を次のとおりとした。

盛岡市教育委員会（各年度末刊行）

- 『太田方八丁遺跡—昭和52年度発掘調査概報—』（3～6次）・・・・・・・・・・『方八丁概報77』
- 『太田方八丁遺跡—昭和53年度発掘調査概報—』（7～9次）・・・・・・・・・・『方八丁概報78』
- 『太田方八丁遺跡—昭和54年度発掘調査概報—』（11～14次）・・・・・・・・・・『方八丁概報79』
- 『志波城跡Ⅰ—太田方八丁遺跡範囲確認調査報告—』（1981年3月刊行）・・・・・・・・『志波城跡Ⅰ』
- 『志波城跡—昭和55年度発掘調査概報—』（15～17次）・・・・・・・・・・『志波城概報80』
- 『志波城跡—昭和56年度発掘調査概報—』（18～20・23・24次）・・・・・・・・・・『志波城概報81』
- 『志波城跡—昭和57年度発掘調査概報—』（21～23次補足・25～27）・・・・・・・・『志波城概報82』
- 『志波城跡—昭和58年度発掘調査概報—』（28～30次）・・・・・・・・・・『志波城概報83』
- 『志波城跡—昭和59年度発掘調査概報—』（31～34次）・・・・・・・・・・『志波城概報84』
- 『志波城跡—昭和60年度発掘調査概報—』（35・36次）・・・・・・・・・・『志波城概報85』
- 『志波城跡—昭和61年度発掘調査概報—』（37次）・・・・・・・・・・『志波城概報86』
- 『志波城跡—昭和62年度発掘調査概報—』（38～41次）・・・・・・・・・・『志波城概報87』
- 『志波城跡—昭和63年度発掘調査概報—』（42～47次）・・・・・・・・・・『志波城概報88』
- 『志波城跡—平成元年度発掘調査概報—』（48・49次）・・・・・・・・・・『志波城概報89』
- 『志波城跡—平成2年度発掘調査概報—』（50～54次）・・・・・・・・・・『志波城概報90』
- 『志波城跡—平成3年度発掘調査概報—』（55～57次）・・・・・・・・・・『志波城概報91』
- 『志波城跡—平成4年度発掘調査概報—』（58・59次）・・・・・・・・・・『志波城概報92』
- 『志波城跡—平成5年度発掘調査概報—』（58次補足・61～63次）・・・・・・・・『志波城概報93』
- 『志波城跡—平成6年度発掘調査概報—』（63次補足・64～67次）・・・・・・・・『志波城概報94』
- 『志波城跡—平成7年度発掘調査概報—』（68～71次）・・・・・・・・・・『志波城概報95』
- 『志波城跡—平成8・9・10年度発掘調査概報—』（72～82次）・・・・・・・・『志波城概報99』
- 『志波城跡—平成11～14年度発掘調査概報—』（85～93次）・・・・・・・・『志波城概報03』

岩手県教育委員会（1982年3月刊行）

- 『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書XⅢ—太田方八丁遺跡（志波城跡）—』
・・・・・・・・・・・・・・・・・・『志波城跡1・2次』

岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター（1982年10月刊行）

- 『志波城跡発掘調査報告書—太田地区県営圃場整備事業関係発掘調査—』
・・・・・・・・・・・・・・・・・・『志波城跡21・22次』

13 掘立柱建物跡の柱掘方の向きについては『古代の官衙遺跡Ⅰ遺構編』（2003 奈良文化財研究所）を参考にした。

14 墨書土器の文字については、石崎高臣氏（（財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）に、製塩土器については、岸本雅敏氏（富山県埋蔵文化財センター所長）に、鉄製品については、赤沼英男氏（岩手県立博物館）にそれぞれご教授いただいた。

目次

序言	
例言	
目次	
表目次 挿図目次	
写真図版目次	
I 調査経過	
1 志波城跡の概要	1
2 これまでの調査	2
3 平成15・16年度の調査	3
4 調査体制	5
II 調査内容	
1 郭内北西部(第94次調査)	6
2 南西官衙域(第96次調査)	9
3 南西官衙域(第97次調査)	14
III 調査のまとめ	
1 第94～97次調査のまとめ	23
2 南西官衙域の調査成果	24
IV 志波城跡の基準点について	29
写真図版	
報告書抄録	

表目次

第1表		第3表	
平成15・16年度 調査成果一覧	4	政庁・官衙域 建物一覧	28
第2表		第4表	
南西官衙域(第96・97次)出土土器一覧	26	志波城跡基準点成果表	32

挿図目次

第1図	志波城跡位置図(1:100,000)	1	第11図	南西官衙域(第97次)調査区全体図	15
第2図	志波城跡全体図(1:8,000)	4	第12図	南西官衙域 SI459 竪穴住居跡平面図	16
第3図	郭内北西部(第94次)SD344・345・346溝跡	6	第13図	南西官衙域 SI459 竪穴住居跡断面図	17
第4図	郭内北西部(第94次)SD344溝跡出土遺物	7	第14図	南西官衙域 SI459 竪穴住居跡出土遺物(1)	18
第5図	郭内北西部(第94次)調査区全体図・SB835建物跡	8	第15図	南西官衙域 SI459 竪穴住居跡出土遺物(2)	19
第6図	南西官衙域(第96次)調査区全体図	9	第16図	南西官衙域 SI459 竪穴住居跡出土遺物(3)	
第7図	南西官衙域 SB249建物跡	10		ピット出土遺物	20
第8図	南西官衙域 SB252建物跡	11	第17図	南西官衙域 SK437土坑	22
第9図	南西官衙域 SB253建物跡	12	第18図	政庁・官衙域全体模式図(1:2,000)	27
第10図	南西官衙域(第96次)出土遺物	13	第19図	志波城跡基準点網図(1:8,000)	32

写真図版目次

第1図版

- 志波城跡全景（第96次調査時）
- 郭内北西部（第94次）調査区全景（北から）
- 郭内北西部（第94次）SD344溝跡全景（東から）
- 郭内北西部（第94次）SD344溝跡断面

第2図版

- 南西官衙域（第96次）調査区全景（北から）
- 南西官衙域（第96次）調査区全景（南から）
- 南西官衙域（第96次）SB249建物跡全景（西から）
- 南西官衙域（第96次）SB249建物跡全景（西から）

第3図版

- 南西官衙域（第96次）SB252建物跡全景（西から）
- 南西官衙域（第96次）SB252建物跡掘方1断面
- 南西官衙域（第96次）SB252建物跡掘方3断面
- 南西官衙域（第96次）SB252建物跡掘方5断面

第4図版

- 南西官衙域（第96次）SB253建物跡全景（南から）
- 南西官衙域（第96次）SB253建物跡掘方1断面
- 南西官衙域（第96次）SB253建物跡掘方2断面
- 南西官衙域（第96次）SB253建物跡掘方6断面

第5図版

- 南西官衙域（第96次）調査風景
- 南西官衙域（第96次）調査現地説明会風景
- 南西官衙域（第97次）調査区全景（北から）
- 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡（西から）

第6図版

- 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡断面
- 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡
P 2土器出土状況
- 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡
墨書土器「万」出土状況
- 南西官衙域（第97次）調査風景

第7図版

- 郭内北西部（第94次）・南西官衙域（第96・97次）
出土土器（1）

第8図版

- 南西官衙域（第97次）出土土器（2）

第9図版

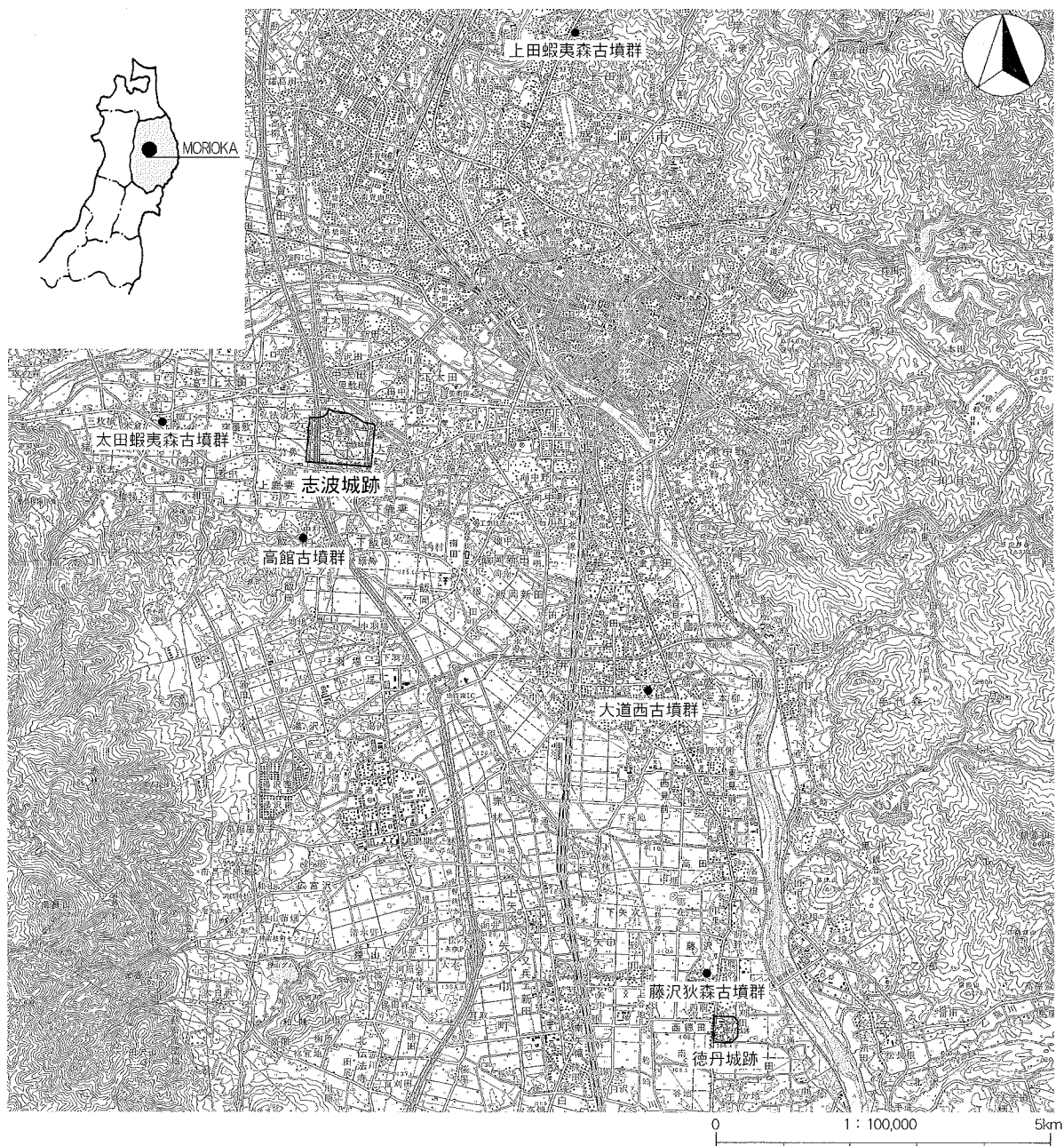
- 南西官衙域（第97次）出土土器（3）

I 調査経過

1 志波城跡の概要

志波城跡は、盛岡市の南西部、下太田方八丁・新堰端ほかに所在する（第1図）。
遺跡は北上川と雫石川が作り出す低位沖積段丘面に立地する。遺跡の北側を東に流れる雫石川が北上川と合流するまでの南岸では、雫石川の流路転換によって形成された幾筋もの旧河道と沖積段丘がみとめられる。旧河道は、連続する大きなものが4条あり、そのほか細かい網状のものも多く見られ、大きな旧河道の南岸には河岸段丘が形成されている。この河岸段丘は、南側から現河道に向かって低くなっており、河道が北進したことを物語っている。遺跡の立地する沖積段丘は、水成砂礫層を基底とし、その上に水成シルト層がのり、表土が覆っている。基本層はおお

立地
地形



第1図 志波城跡位置図 (1:100,000)

むねこの3層に分けられるが、地点によって、砂礫層の上面高および層厚や層相は大きく異なる。すなわち、この沖積段丘は、雫石川が周辺の山地から供給される砂礫やシルトによって堆積され、河道の定まらない雫石川による下刻や堆積が繰り返されたものといえる。

環境 この地域は、現在は多くの水田・畑が営まれる平坦地が広がり、北上川沿いには南の北上・胆沢方面、雫石川沿いには西の秋田方面と連絡できる交通の要衝に位置し、沖積段丘上には奈良・平安時代の集落遺跡や末期古墳などが多く分布する。古代から肥沃な農地として、また交通の要衝として恵まれた地域であったと考えられる。

歴史的経緯 志波城は、奈良・平安時代に東北地方に造営された「城柵」のひとつである。古代日本の律令制度は、全国の土地と人民を朝廷が直接支配する中央集権体制であり、全国を国郡里という行政単位で治めていたが、東北地方北半はその範囲外であり人々は蝦夷（エミシ）と呼ばれ、化外の民とみなされていた。城柵はその東北地方を治めるために朝廷が造営した行政府で、文献では20以上の名前が確認される。陸奥国では、神亀元（724）年に多賀城（宮城県）が築かれ、8世紀後半代までに今の宮城県北部までが、律令支配下に組み込まれたものと考えられている。延暦21（802）年に胆沢城（水沢市）が造営され、志波城はその翌年の延暦22（803）年に造営された。しかし、志波城は雫石川の氾濫による水害を理由に、約10年後には約10km南に新しく造営された徳丹城（矢巾町）に主な機能を移転している。これまでの調査で、志波城は20数ヶ所築かれた城柵のうちで陸奥国最北に位置し、外郭規模は陸奥国府であった多賀城跡（宮城県）に匹敵することが判明していることから、平安時代初頭の東北経営の最前線拠点であったといえる。

2 これまでの調査

調査経緯 志波城跡はかつて字名より「太田方八丁遺跡」と呼ばれており、前九年合戦時の源氏の陣場跡や古戦場として伝承されてきた。一方、「志波城」は『日本紀略』延暦22（803）年2月の条に「造志波城所」、同3月には「造志波城使…坂上田村麿…」との記述が見られ、古くから所在地不明な城柵として、花巻市や紫波町など各地に擬定地があった。

本遺跡の本格的な発掘調査は、昭和51・52年度の東北縦貫自動車道建設にともなう調査（岩手県教育委員会）を契機として始まった。この調査では、築地塀跡や大溝跡、竪穴住居群などが検出され、太田方八丁遺跡は所在地が不明であった志波城跡ではないかと注目を集めた。それを受け、盛岡市教育委員会は、昭和52～54年度に範囲確認調査（第1次3ヶ年計画）を実施し、本遺跡の範囲・規模などの基本構造が明らかになり、志波城跡であると認定された。その後、昭和59年には国指定史跡としての告示を受けた。

この成果をふまえ、昭和55～59年度には、本遺跡を史跡として恒久的に保存し、盛岡のみならず東北の古代史の解明と史跡の積極的な活用を図る史跡整備の基礎資料を得ることを目的とした発掘調査を継続した（第2次5ヶ年計画）。この結果、志波城跡の古代城柵としての共通性と、陸奥国最北端の城柵としての独自性を明らかにした。

昭和60年～平成元年度には、史跡整備案を具体化するための本格的な資料収集を目的として、主要殿舎と政庁南東官衙域の確認、外郭南辺部の構造解明のための調査を実施し（第3次5ヶ年計画）、昭和63年度には「保存管理計画」を策定した。

その後、平成2～8年度は、第Ⅰ期保存整備事業にともなう外郭南辺部・南大路の構造解明と政庁東方官衙域範囲確認の調査を実施し、平成9年度からは第Ⅱ期保存整備事業にともなう政庁・官衙域の構造解明を目的とした調査を継続している。

平成5年度からは、上記の調査の成果を踏まえ、外郭南門・築地塀・櫓・大路などの整備を開始し、平成9年には「志波城古代公園」として開園、年間約1万人以上の来訪者を数えている。

発掘調査は、昭和51年度から平成16年度まで、97次、163,703㎡を対象とし、遺跡総面積約750,000㎡のうちの21.83%を調査している（第2図）。

これまでの
調 査
外郭規模

外郭規模は、840m四方（方八町）の築地塀と928m四方の土塁をともなう外大溝で二重に区画されており、他の城柵には例がない。その規模は、陸奥国府多賀城跡（不整方八町）に匹敵するものである。また、志波城跡の北東に隣接した林崎遺跡と、南に隣接する田貝遺跡・新堰端遺跡においては、外郭築地線よりそれぞれ外側1町（約108m）に大溝を確認しており、その埋土や出土遺物が外大溝のものに酷似していることから、外大溝の外側に、さらに1条の区画溝をともなっていたと考えられる。（第39次調査『志波城概報87』、林崎遺跡第16次調査『盛岡市埋蔵文化財調査年報－平成5・6年度－』、田貝遺跡第9次調査『盛岡市内遺跡群－平成13年度調査概報－』）

郭内は、中心のやや南寄りに「政庁」、その周囲には実務を執り行った「官衙域」、外郭築地塀のすぐ内側1町（約108m）幅で兵舎や工房としての機能を持つ「竪穴住居群」が配置されていた。志波城内の建物跡はすべて掘立柱建物跡であり、礎石建や瓦葺のものは確認されていない。

構 造

中枢施設である政庁は、150m四方を築地塀で区画し、四辺中央に門を持つ。この政庁規模は、胆沢城跡の3倍、多賀城跡の2倍の面積であり、城柵最大規模である。政庁では、四辺の門跡、正殿跡・東西脇殿跡のほか11棟の建物跡と、目隠塀跡などの柱列跡を確認している。政庁内部北側の規格的に配置された建物跡は、志波城の特徴のひとつといえる。

政 庁

官衙は政庁の南東方・南西方・東方に、掘立柱建物跡・竪穴住居跡などの遺構を確認している。政庁・官衙域の主要な掘立柱建物、柱を抜き取られており、徳丹城へ運ばれた可能性も指摘されている。

官 衙
柱抜き取り

竪穴住居はこれまでの調査の遺構密度から、1,100～2,200棟ほど存在したと考えられる。郭内に多数の竪穴住居を内包している点は、志波城の大きな特徴である。竪穴住居跡からは、武器や農工具（鎌・小札・馬具・鎌・斧・釘）などの鉄製品が多数出土しているほか、小鍛冶を行っていたと考えられる竪穴住居跡も検出しており、兵舎や工房などに用いられていたと考えられる。また、「佐旴」（越後国頸城郡内の郷名か）、「上総」、「酒所」、「厨」といった墨書土器や他の古代遺跡と一線を画す官衙的な遺物（円面硯・風字硯）の出土も見られる。

竪穴住居群

なお、志波城の基準尺は、1尺≒0.3mである。

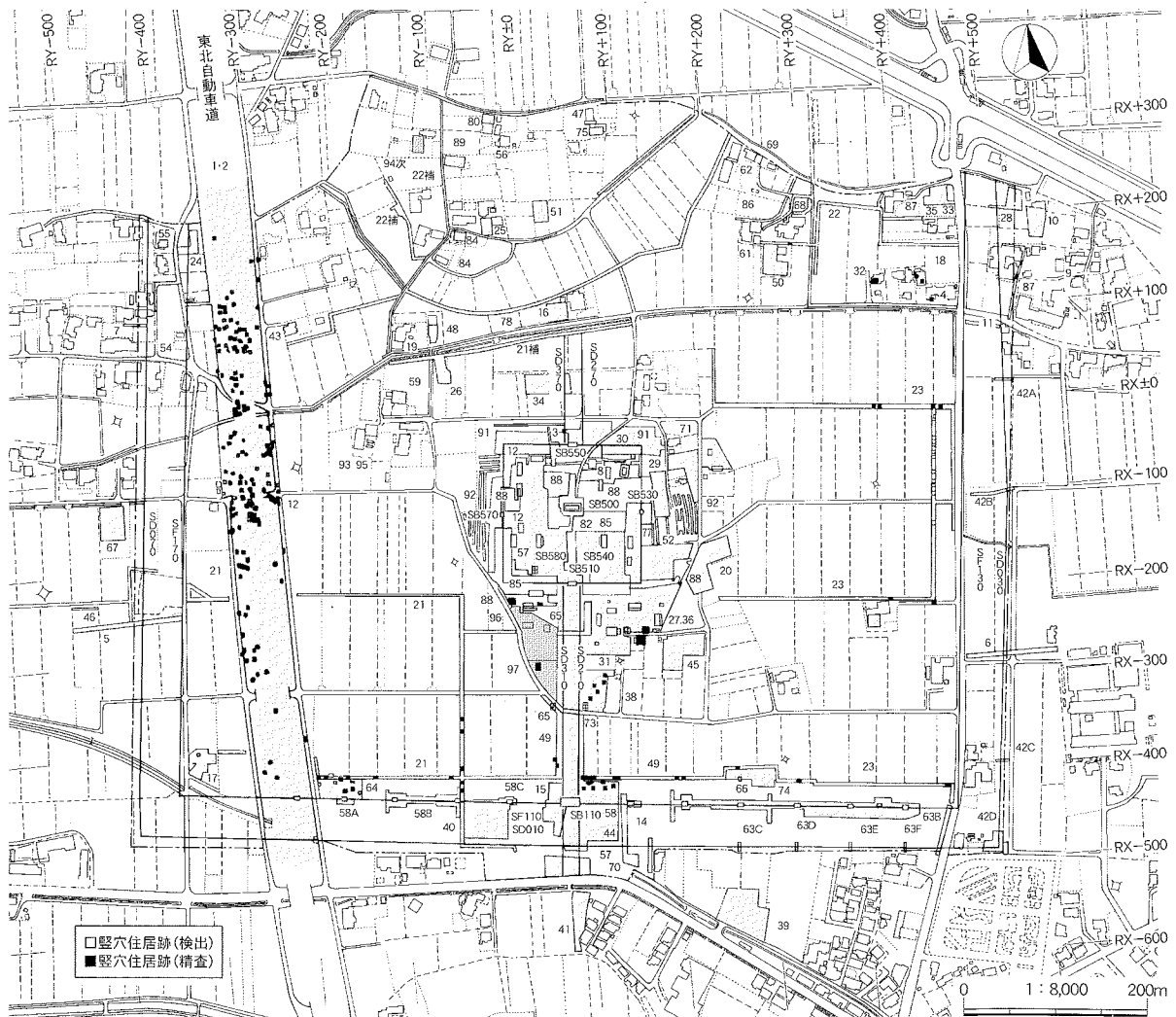
3 平成15～16年度の調査

平成15・16年度は、第94～97次の4地点、計3,191㎡の調査を実施した（第1表）。

史跡の現状変更にともなう調査が第94・95次の2地点、第Ⅱ期保存整備事業にともなう内容確認調査が第96・97次の2地点である。

年度	回数	調査地点	調査原因	調査主体	面積 (㎡)	調査期間	主な検出遺構
15	94	郭内北西部	個人住宅新築	市教委	163	03.07.17 ~ 08.04	掘立柱建物跡 1, 溝跡 3,
	95	郭内北西部	個人住宅駐車場	市教委	76	03.09.25	なし
	96	南西官衙域	内容確認	市教委	1,970	03.10.10 ~ 12.05	掘立柱建物跡 3, 溝跡 4, 柱穴
16	97	南西官衙域	内容確認	市教委	982	04.10.25 ~ 12.03	竪穴住居跡 1, 土坑 2
計					3,191		

第1表 平成15・16年度 調査成果一覧



第2図 志波城跡全体図 (1:8,000)

4 調査体制

- [調査主体] 盛岡市教育委員会 教育長 石川悌司（～17年9月）、八巻恒雄（17年10月～）
- [調査総括] 盛岡市教育委員会文化課
文化課長 大崎琢夫（15年度）、阿部光雄（16年度）、武石幸久（17年度）
- [事務局] 課長補佐 川村昇子（～16年度）、武藤英富（17年度）
文化財係長 千田和文
文化財主任 津嶋知弘、神原雄一郎 文化財主事 花井正香
文化財調査員 北田公子（～16年度）、野崎奈美（15年度）、鎌田聖美（16年度～）、
高橋 史（17年度）
- [調査・事務] 盛岡市遺跡の学び館（16年度～）
館長 山本詔夫（～16年9月）、及川三治（16年10月～17年3月）、三浦 晃（17年度）
館長補佐 佐藤和男 主査 杉浦雄治（17年度） 文化財調査員 永田雄介（17年度）
- [調 査] 文化財主査 室野秀文 文化財主任 三浦陽一
文化財主事 藤村茂克（～16年度）、今野公顕、佐々木亮二
文化財調査員 佐々木紀子（～16年度）、岩城志麻（～16年度）、松川光海、齋藤麻紀子（17年度）
学芸調査員 鷹薮あゆみ（16年度～）

発掘調査の実施にあたり、下記の方々の協力を得た。記して感謝申し上げます。（敬称略）

[発掘調査・整理作業]（50音順）

天沼芳子、井上勝子、金沢達也、菊池武、工藤エキ、熊谷あさ子、斎藤幸恵、斎藤三郎、
鈴木賢治、田貝恵子、竹花栄子、中島京子、樋口泰子、平賀眞利子、藤田友子、藤原亮子、
南幅征子、南幅洋子、武蔵照子、山下摩由美

[地権者] 天沼安五郎、宮野庄一、宮野勝彦

[史跡整備委員]

工藤圭章（顧問）、田中哲雄、上野邦一、西村幸夫、山中敏史、加藤道男（15年度）、
小井川和夫（16年度）、太田昭、藤原仁右工門（～16年度）、樋下正信（17年度）、嶋千秋

[助 言] 平澤 毅（文化庁文化財部記念物課）、工藤雅樹（東北歴史博物館館長）、
西野 修（矢巾町教育委員会）、高橋 学（秋田県弘田柵跡調査事務所）、
岸本雅敏（富山県埋蔵文化財センター所長）、赤沼英男（岩手県立博物館）、
石崎高臣（(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）、国生 尚

II 調査内容

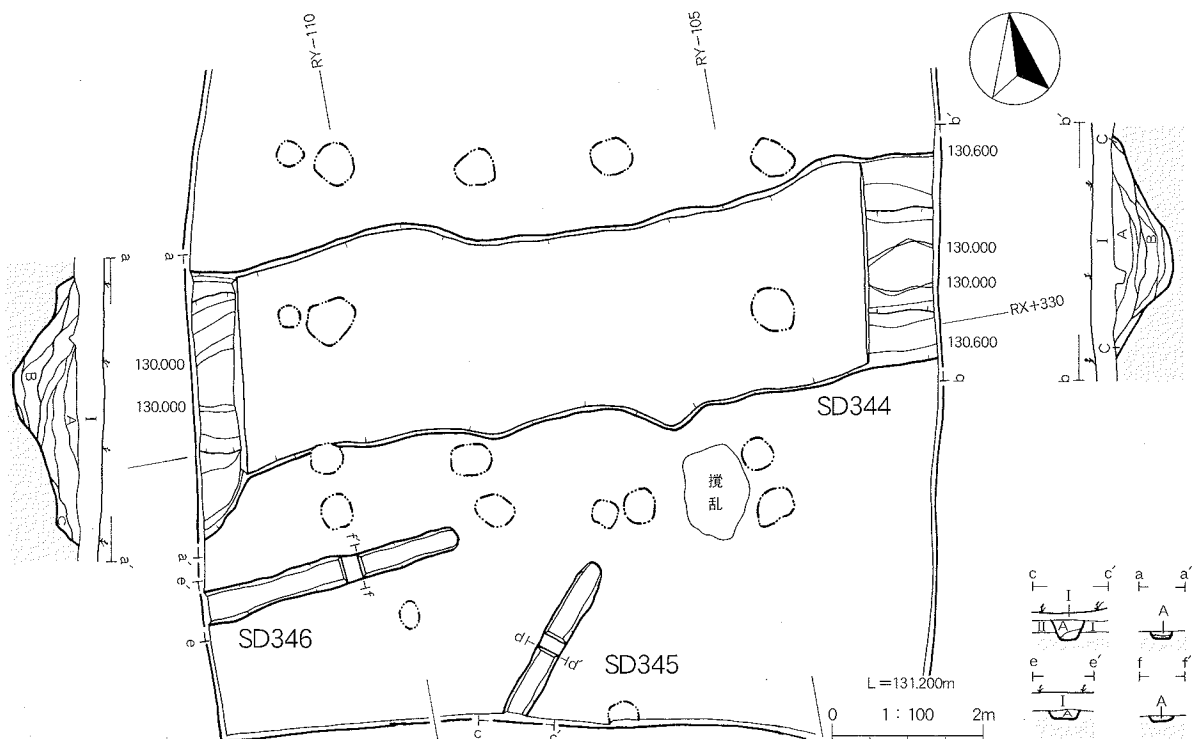
1 郭内北西部（第94次調査）

これまでの調査 郭内北西部の調査はこれまで、第16・19・21・22・26・48・51・56・78・93次調査（『志波城概報80』・『同81』・『同82』・『同89』・『同90』・『同91』・『同99』・『同03』）において実施している。竪穴住居跡、掘立柱建物跡、溝跡、土坑、近世の柱列などを検出している。

検出遺構 今次調査区は、政庁築地線北西角より北西へ約340mの個人住宅の建替えにともなう事前調査である。住宅の基礎による攪乱や削平を受けていたが、検出面は表土直下の暗褐色土および褐色シルト層であり、検出遺構は溝跡3条（SD344・345・346）、掘立柱建物跡（SB835）である。表土や検出面および遺構埋土中より土師器の摩滅した破片が出土している。また、建築工事にあたっては、掘削制限により遺構面の保護を図り、遺構は一部のみ精査を行った。

SD344溝跡（第3図）

位置・規模 調査区中央南部を東西に走る溝跡である。幅は2.45～3.55m、検出面からの深さは0.75～0.82m、検出した全長は9.90mをはかる。走向はE 0°で、底面はほぼ平坦である。埋土は自然体積である。A層は短時間に水成堆積したものと考えられ、黄褐色シルトを主体とし、酸化鉄と暗褐色土を粉状にわずかに含む。B層は黄褐色シルトを主体とし、砂粒を含み、最下層は若干グライ化している。C層は暗褐色土に黄褐色シルトを含む壁面崩壊土である。壁面は緩やかに立ち上がり、上端付近で外傾する。出土遺物は、埋土中より土師器破片が出土しているが、



第3図 郭内北西部（第94次）SD344・345・346溝跡

図示できたものは1点のみである(第4図)。1は埋土B層より出土したロクロ非使用の土師器球胴甕である。体部に最大径を持ち、口縁は広く外反する。頸部に明瞭な段は認められない。内外面に輪積み痕跡が残る。口縁部外面にはハケメののちヨコナデ、体部外面にはハケメとユビナデ、体部外面にはヘラケズリ、体部内面はハケメと強いヘラナデの調整が施されている。

埋土の状況と出土遺物より、志波城期の溝跡と考えられる。

時 期

SD345・346 溝跡 (第3図)

調査区南部を走る溝跡である。SD345の幅は0.35m、検出面からの深さは0.10m、検出した全長は2.20m、SD346の幅は0.35~0.50m、検出面からの深さ0.10m、検出した全長は3.40mをはかる。いずれも埋土は自然堆積で、暗褐色土と黄褐色シルトを主体とする。出土遺物はないが、埋土の状況より志波城期もしくは志波城期以降の自然流路の一部と考えられる。

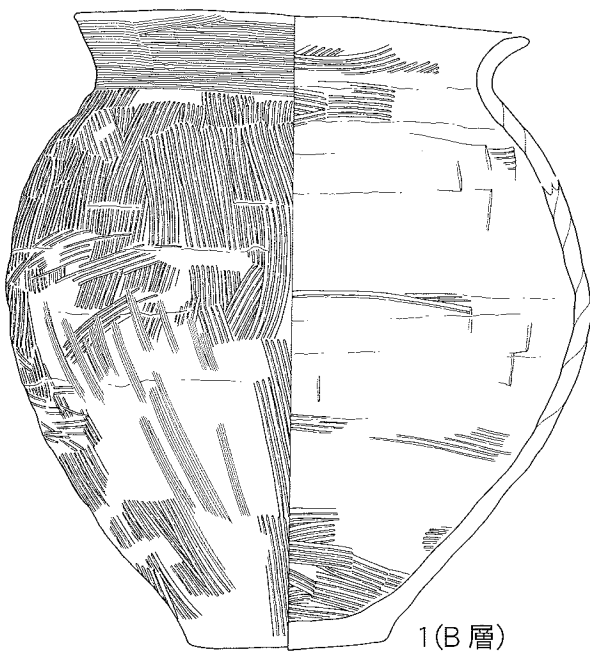
位置・規模

埋 土

SB835 掘立柱建物跡 (第5図)

調査区中央に検出した掘立柱建物跡である。南北の桁行が5間、東西の梁行が3間で、北側梁行と西側桁行の一部に1間分の縁もしくは下屋を持つ。北妻より1間目と3間目に間仕切りがある。掘方の一部には重複が見られ、一部建替えられている可能性がある。柱痕跡が確認できた掘方の芯々、もしくは掘方の中心で計測した規模は、桁行の東側が10.8m、西側が10.86m、

位置・規模



1(B層)

梁行は南北ともに5.8mをはかる。

身舎の間尺は、桁行東側が北から

2.1・2.3・1.9・2.0・2.5m、西

側が北から2.06・2.0・2.04・2.18・

2.58m、梁行北側は東から1.8・

1.9・2.1m、南側は東から1.8・1.9・

2.1m、北妻から1間目の間仕切り

は東から1.8・2.2・1.8m、北妻から

3間目の間仕切りは東から2.2・1.8・

1.8m、北側梁行取り付く縁もしくは

下屋の桁行は東側が0.9m、西側が

1.0m、梁行は東側から1.9・2.1・

1.96m、西側桁行に取り付く縁もし

しくは下屋の桁行は2.18m、梁行は北

側が0.7m、南側が0.65mをはかる。

建物棟方向の傾きは、N10°Eであ

る。柱穴はいずれも不整円形を呈し、

身舎と間仕切りが径0.3~0.6m、縁

もしくは下屋が0.3~0.4mほどをは

かる。検出面からの深さは、身舎およ

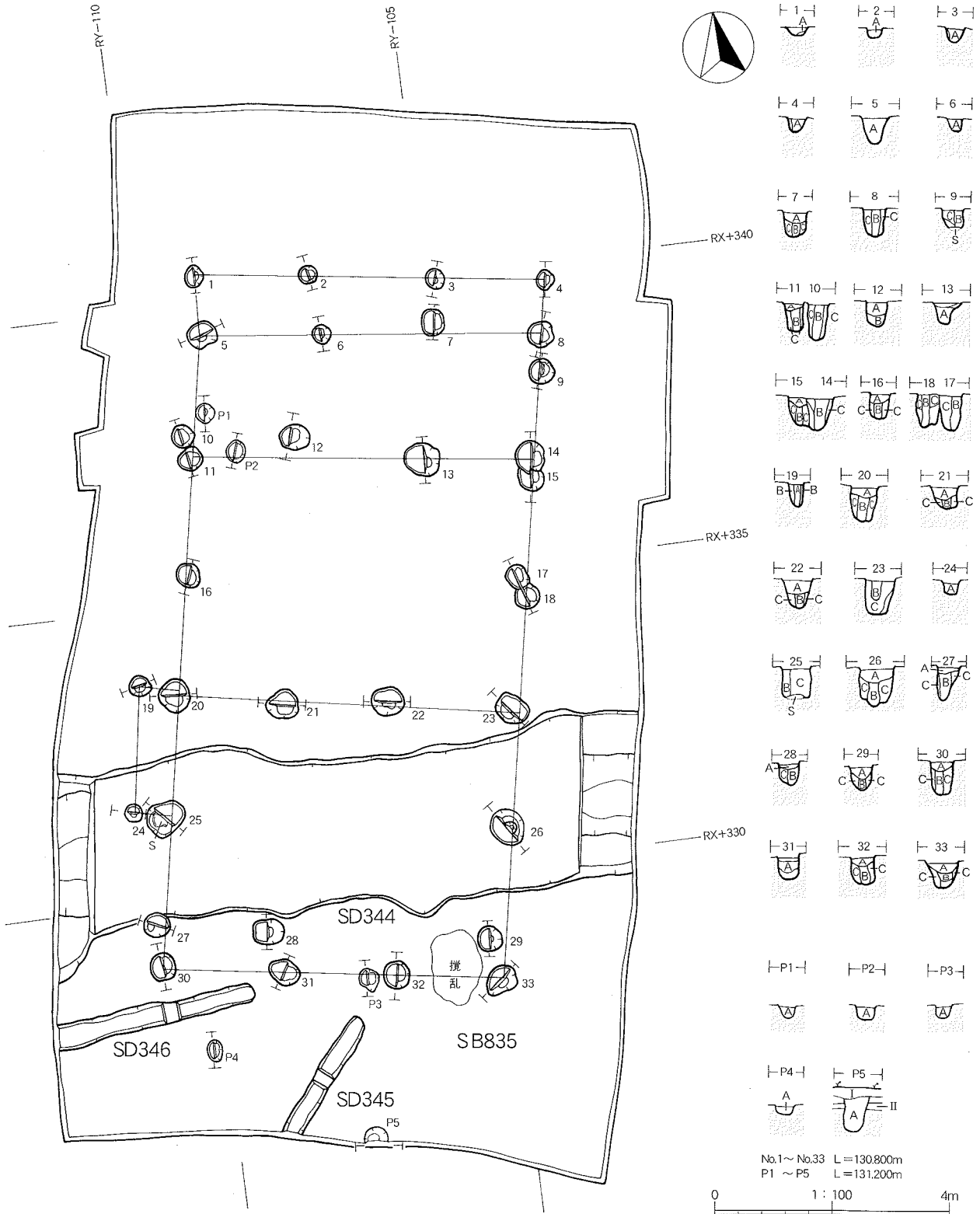
び間仕切りがおよそ0.5~0.7m前後、

棟 方 向

柱 穴

第4図 郭内北西部(第94次)SD344溝跡 出土遺物

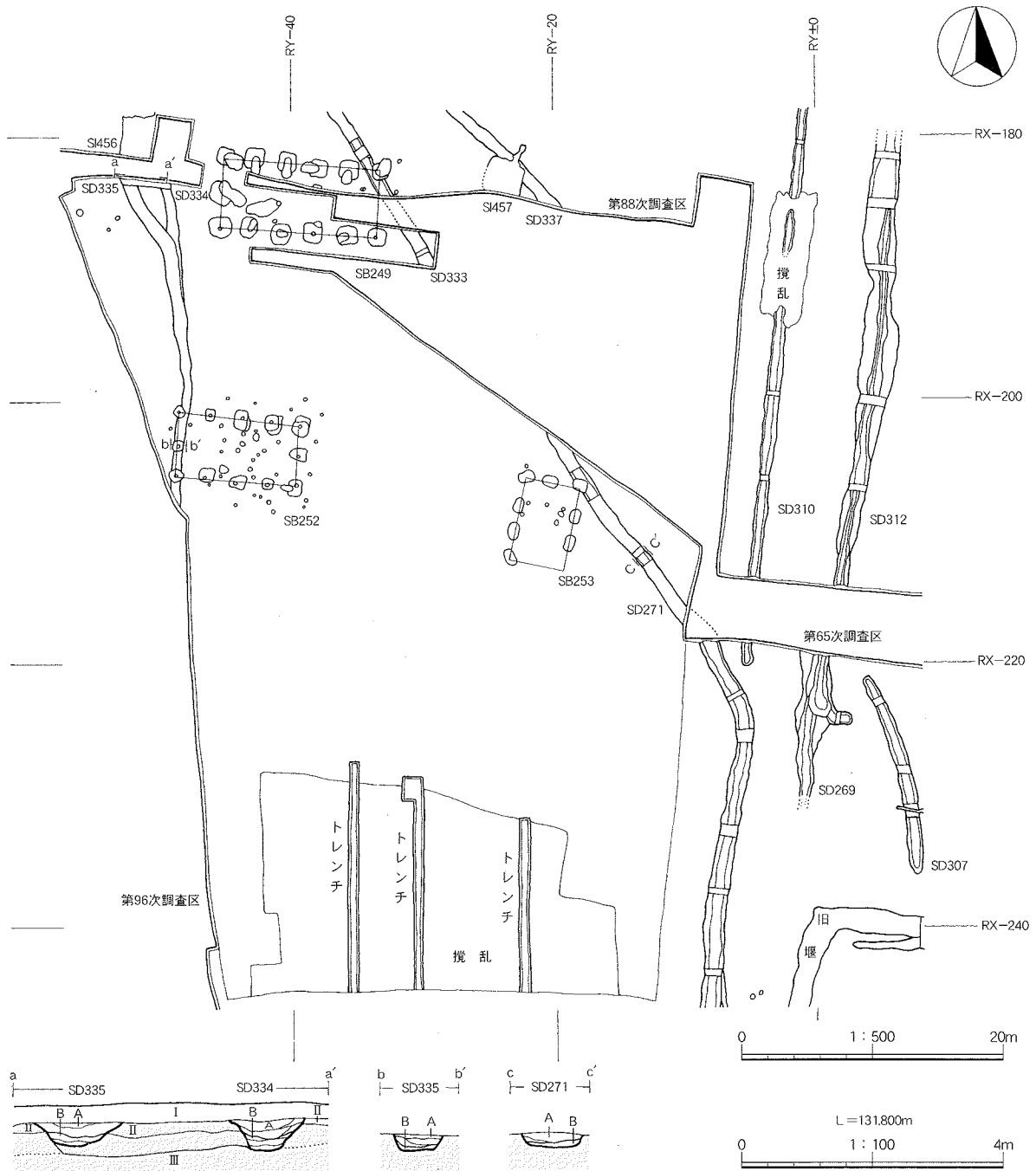
縁もしくは下屋が0.1~0.15mほどである。身舎および間仕切りの掘方断面には、柱痕跡が確認できるものもあった。また、底面に礎板状の石を据えたものも確認された。埋土はA層が暗褐色土主体に褐色シルトを粉状に含む掘方上部に堆積したもの、B層は柱の痕跡で暗~黒褐色土にわずかに褐色シルトを含むもの、C層は柱の据え方の人為堆積土で、褐色シルトと暗褐色土を粒~粉状に含むものである。建物の位置や構造、掘方の埋土、柱間の状況から、近世以降の建物跡と考えられる。



第5図 郭内北西部 (第94次) 調査区全体図・SB835掘立柱建物跡

2 南西官衙域 (第96次調査)

南西官衙域は、これまで第85・88次調査（『志波城跡概報03』）が実施されており、掘立柱建物跡（SB249）、竪穴住居跡（SI456・457）、溝跡、土坑を検出している。本調査区は、第88次調査区の南に接し、南西官衙域が展開することが予想された。検出面は表土直下の暗褐色土～褐色シルトおよび砂礫層であり、検出した遺構は掘立柱建物跡3棟（SB249・252・253）、溝跡4条（SD271・333～335）である（第6図）。調査区南部は大きく攪乱されており、遺構は検出されなかった。なお、調査は遺構検出を中心とし、一部のみ精査を行った。

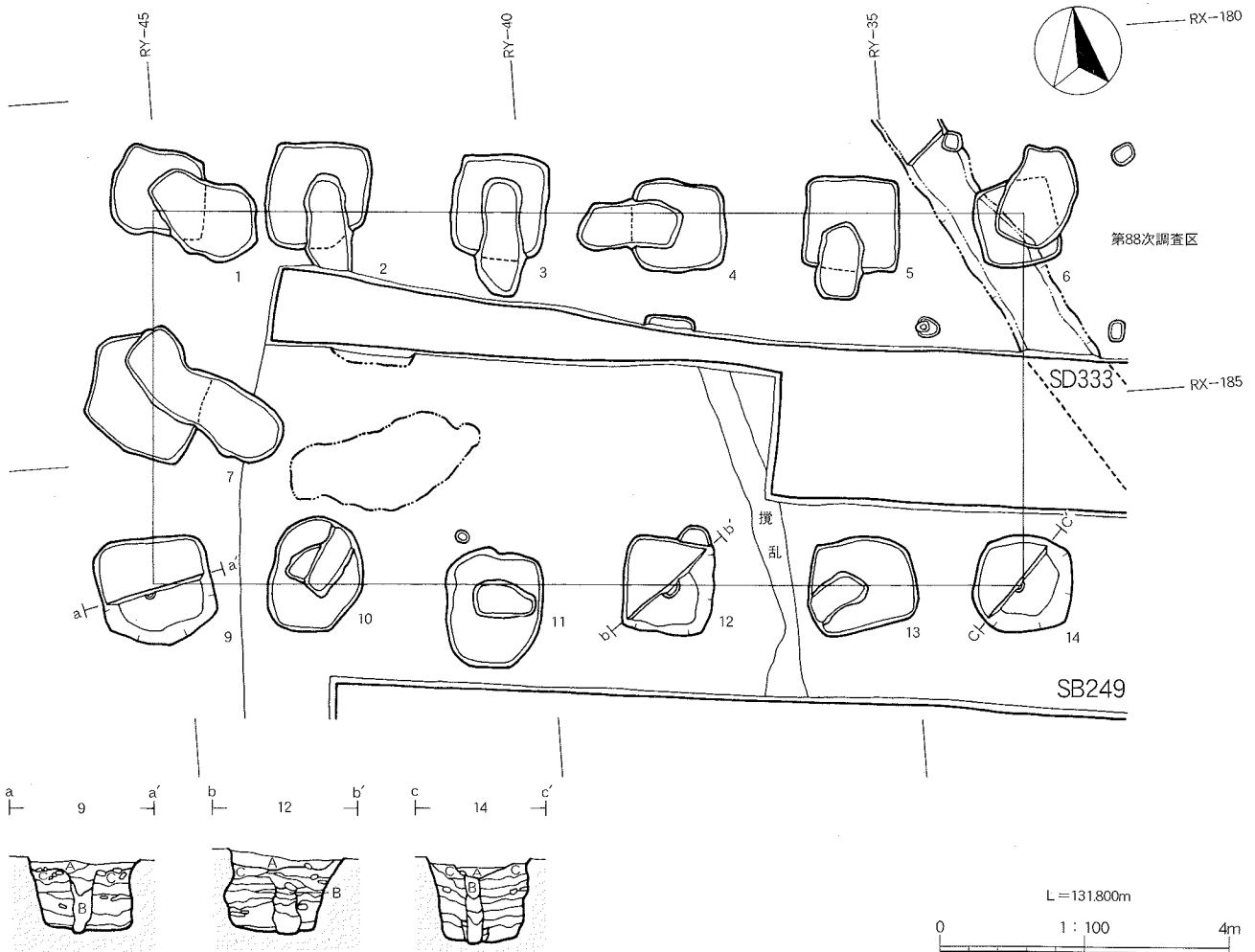


第6図 南西官衙域 (第96次) 調査区全体図

SB249 掘立柱建物跡 (第7図)

位置・規模 第88次調査で北と西の柱筋を検出した建物跡で、調査区北端に南と西の柱筋を検出した。SD333溝跡よりも古い東西棟の掘立柱建物跡である。政庁南辺築地線とSB249建物跡北桁行柱筋の距離は22.8mをはかる。規模は桁行5間、梁行2間であり桁行の総長12m (40尺)、柱間が2.4m (8尺) 等間、梁行の総長5.1m (17尺)、柱間が2.55m (8.5尺) 等間とみられる。

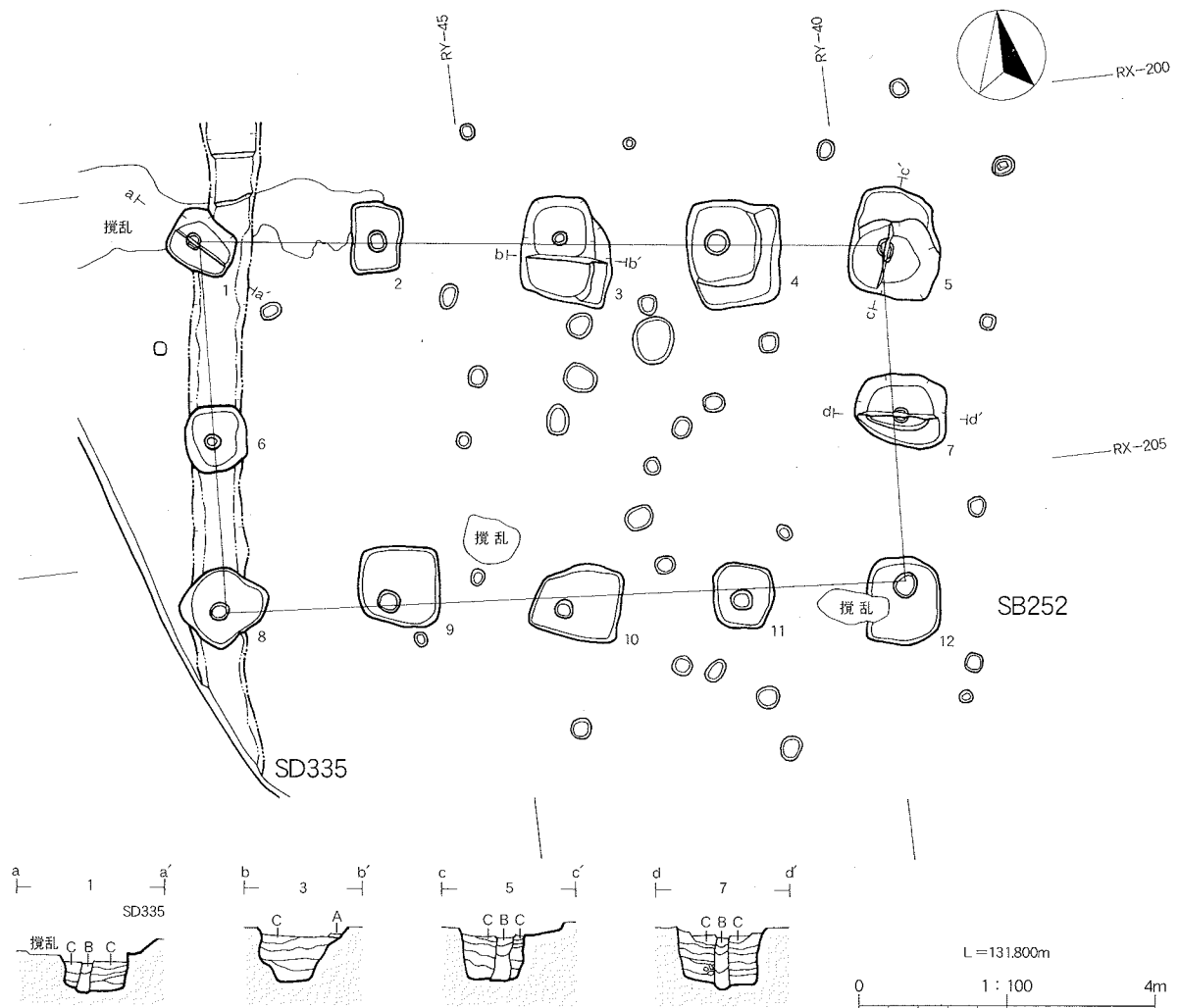
棟方向 建物棟方向の傾きはE4.5° Sを示す。掘方は一辺1.2~1.7mの不整形・不整楕円形を呈する。掘方9・12・14を断ち割った。検出面から底面までの深さは1.0~1.86mをはかる。底面は砂礫層を掘りこんでおり、ほぼ平坦だが、柱据方が径0.13~0.28mに0.02~0.05mほど窪んでいた。掘方埋土は、大きく4層に大別できる。A層は掘方上面の自然堆積土で黒褐色土に褐色シルトを粉状に含むもの、B層は自然堆積の柱痕跡であり、黒色土に極わずかに暗褐色土や褐色シルトを粉状に含むもの、C層は褐色シルトや砂礫を含み、交互に薄く版築状に埋め戻され、固くしまるもの、D層は柱痕跡が崩れた部分に崩壊した土と推測される。第88次調査(『志波城跡概報03』)時に「柱抜き取り状土坑」としたものは、自然堆積した水成堆積層(A層)と考えられる。出土遺物は、掘方12のB層より須恵器坏が1点出土している(第10図1)。口縁部から体部にかけて残存する。底部はヘラ切り無調整と考えられる。内面口縁部端にわずかに炭化物の付着がみられる。



第7図 南西官衙域 (第96次) SB249掘立柱建物跡

SB252 掘立柱建物跡 (第8図)

調査区南西部に検出した東西棟の掘立柱建物跡である。SD335溝跡より古いものである。規模は桁行4間、梁行2間であり北側の桁行総長は9.3m (31尺)、柱間は東から2.4・2.1・2.4・2.4m、南側の桁行総長は9.15m (30.5尺)、柱間は東から2.25・2.4・2.25・2.25m、東側梁行総長は4.5m (15尺)、柱間は2.25m (7.5尺) 等間、西側梁行総長は4.95m (17尺)、柱間は北から2.7・2.25mをはかる。建物棟方向の傾きはE4.5° Sを示す。掘方は不整形を呈し、一辺0.65~1.46mをはかる。掘方3・4・5は、暗褐色土と褐色シルトを含む自然堆積層が、掘方1・3・5・7を断ち割った。掘方上面に広く堆積していた。掘方埋土は大きく3層に大別できる。A層は自然堆積で、掘方上面に堆積した暗褐色土に褐色シルト粒をわずかに含むもの。B層は自然堆積の柱痕跡であり、黒色土にわずかに暗褐色土や褐色シルトを粉状に含むもの、C層は砂礫を含む褐色シルトと暗褐色土が交互に粗く版築状に埋め戻され、固くしまるものである。検出面上における柱痕跡は、A層を除去し検出したものである。建物の西半では攪乱のため検出不可能だったが、周囲に東西5間、南北3間に並ぶと考えられる径0.15~0.25mほどの円形の小柱穴を検出した。北東角のものは、自然石が据えられている。身舎柱間中間に位置することから、ID類の足場

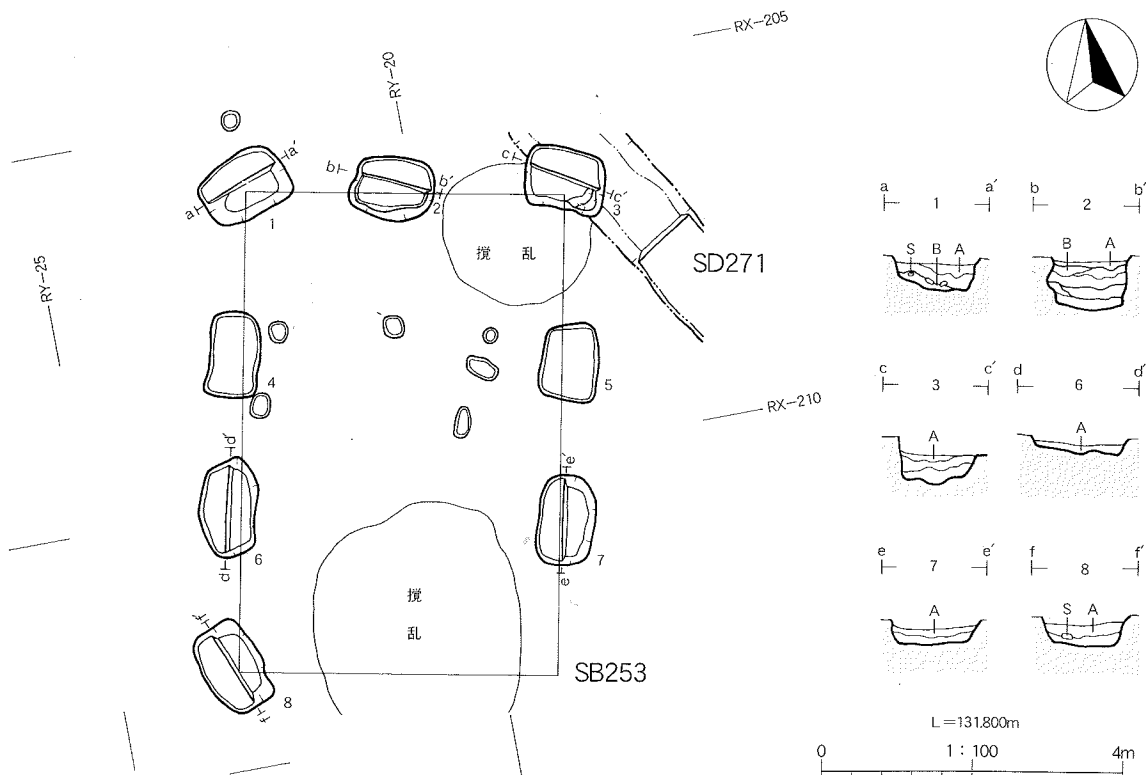


第8図 南西官衙域 (第96次) SB252掘立柱建物跡

穴と考えられる（奈良文化財研究所2003）。これら以外の小柱穴も足場穴と考えられる。

SB253 掘立柱建物跡（第9図）

調査区北東部に検出した南北棟の掘立柱建物跡で、SD271溝跡より古いものである。規模は桁行3間、梁行2間、桁行総長は6.3m（21尺）、柱間は2.1m（7尺）等間、梁行総長は4.2m（14尺）、柱間は2.1m（7尺）等間をはかる。建物棟方向の傾きはN11.5° Eを示す。隅の掘方の向きが、柱筋と直行せずに長軸が「ハ」字様に傾いている。柱掘方の向きIV類に相当する（奈良文化財研究所2003）。掘方は不整長方形を呈し、長辺0.92~1.3m、短辺0.62~0.84mをはかる。埋土はすべて埋め戻されており、掘方1・2・3・6・7・8を断ち割ったところ、検出面からの底面までの深さは0.16~0.7mをはかるが、砂礫層をほとんど掘り込んでおらず、硬くしまる砂礫層で掘削をとめているように見受けられる。掘方埋土はすべて人為堆積土で、大きく4層に大別できる。A層は暗褐色土と褐色シルト粒を含むもの、B層は褐色土に粉状の黒色土や暗褐色土および小礫を含むもの、C層は褐色シルトを主体に暗褐色土を含むもの、D層は黒色土に褐色土をわずかに含むものである。また掘方2・6の上面には焼土ブロックが確認された。掘方の深さも浅く、埋土がすべて人為堆積であること、柱痕跡や抜取穴がまったく確認されなかったこと、砂礫層が広がる南西隅や南中央の掘方が検出されなかったことより、建築を途中で取りやめ掘方を埋め戻したものと考えられる。掘方埋土や検出面から須恵器・あかやき土器・土師器の破片が出土している（第10図2~4）。2は掘方8のA層から出土した須恵器台付盤である。口縁部から底部までおよそ1/3残存している。灰白色を呈し、底部から体部まで緩やかに立ち上がり、口縁部で大きく屈曲する。3は検出面出土のロクロ使用土師器坏である。底部のみ残存する。ヘラ切り無調整で、外面はヘラミガキ、内面はヘラミガキ、黒色処理が施される。4は掘方8のA層から出土したあかやき土器甕の口縁部である。頸部は直線的に屈曲し端部を上方に短く引き出している。



第9図 南西宮衙城（第96次）SB253掘立柱建物跡

SD271 溝跡 (第6図)

調査区北東部に検出した SB253建物跡と重複しそれより新しい溝跡である。北西より南東へのび、東側に隣接する第65次調査区(『志波城概報94』)へと続く。ほぼ直線で、幅は0.83~1.0mをはかり、精査した地点での検出面からの深さは0.22mをはかる。底面は箱状を呈する。埋土は自然堆積で、A層は暗褐色土に黒色度と粒状の白色火山灰を含み、B層は暗~黒褐色土に粉~塊状の褐色シルトを多く含むものである。埋土上面より、ヘラ切り無調整で内面にヘラミガキ、黒色処理を施された土師器坏や土師器甕の小破片が出土している。

位置・規模
埋土
出土遺物

SD333 溝跡 (第6図)

SB249建物跡の東側に検出した溝跡である。北側の第88次調査区(『志波城概報03』)において、SB249建物跡と重複し、それより新しいものである。ほぼ直線で、幅は1.0m前後である。精査は行っていないが、埋土は自然堆積で、暗褐色土を主体に褐色シルトを含むものである。志波城期以降の小河道跡もしくは溝跡と考えられる。

位置・規模
埋土

SD334 溝跡 (第6図)

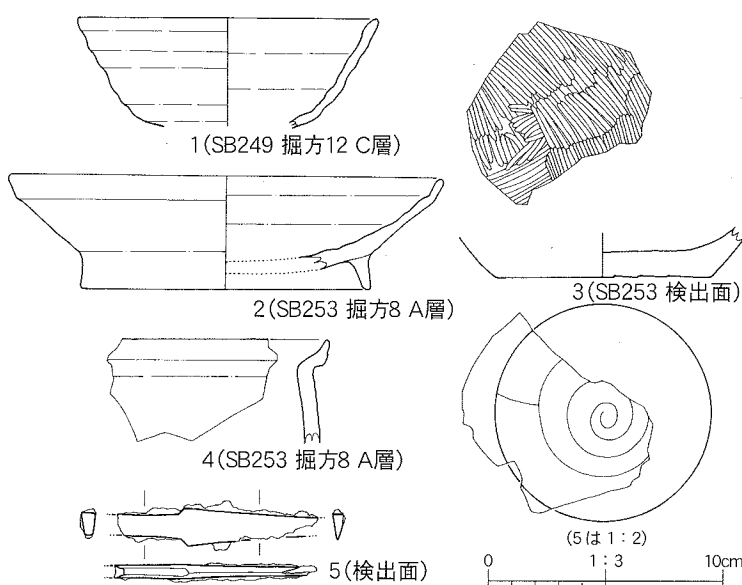
SB249建物跡の西側に検出した溝跡である。北側の第88次調査区(『志波城概報03』)から続くものである。SD335溝跡と重複し、それより古い。幅は0.64~0.84mをはかる。掘り込み面は失われているものの、精査した地点での検出面からの深さは0.42mをはかる。底面は箱状を呈し、上端付近で外傾する。埋土は自然堆積で、A層は黒色土を主体に粒状の褐色シルトと白色火山灰粒を含み、B層は暗褐色土を主体に、粒状の褐色シルトと黒褐色土を含む硬くしまりのあるものである。志波城期以降の小河道跡もしくは溝跡と考えられる。埋土中より、釘と考えられる鉄製品片が1点出土している。

位置・規模
埋土
出土遺物

SD335 溝跡 (第6図)

SB249・252建物跡の西側に検出した溝跡である。北側の第88次調査区(『志波城概報03』)から続くものである。SB252建物跡とSD335溝跡と重複し、それらより新しい。幅は0.7~1.14mをはかる。掘り込み面は失われているものの、精査した地点での検出面からの深さは0.32mをはかる。底面は皿状を呈し、上端付近で外傾する。埋土は自然堆積で、A層は黒褐色土を主体にわずかに粒状の褐色シル

位置・規模
埋土



第10図 南西官衙域 (第96次) 出土遺物

トと白色火山灰粒を含み、B層は暗褐色土を主体に、粒状の褐色シルトと黒褐色土を含む硬くしまりのあるものである。志波城期以降の小河道跡もしくは溝跡と考えられる。

出土遺物 (第10図)

調査区内検出面および表土中より、摩滅した土器片などが出土している。また、5は調査区北東部検出面より出土した鉄製品刀子である。切先から刃部まで残存するものである。

3 南西官衙域 (第97次調査)

これまでの調査 南西官衙域は、これまで第85・88・96次調査(『志波城跡概報03』)が実施されており、掘立柱建物跡(SB249・252・253)、竪穴住居跡(SI456・457)、溝跡、土坑を検出している。本調査区は、第96次調査区の南に接し、第96次調査に引き続き南西官衙域の内容確認のために実施した。検出面は表土および攪乱盛土直下の暗褐色土～褐色シルトおよび砂礫層であり、検出した遺構は竪穴住居跡1棟(SI459)、土坑(SK437・850)である(第11図)。調査区内は大きく攪乱され、遺構構築時の掘込面は削平されており、遺構の残存状況はよくなかった。なお、竪穴住居跡は床面構築土やかまどそでの精査は行わず、その他遺構は一部のみ精査を行った。

SI459 竪穴住居跡 (第12・13図)

位置・規模 調査区中央西端で検出し、最終期のかまどと床面までの精査を行った。SK437土坑と一部重複し、それよりも古い。平面形は方形で、南北に6.0～6.24m、東西に5.94～6.32mをはかる。かまどは3基確認され、方向は北からE0.5°N、E6.5°S、E1.0°Sを示す。

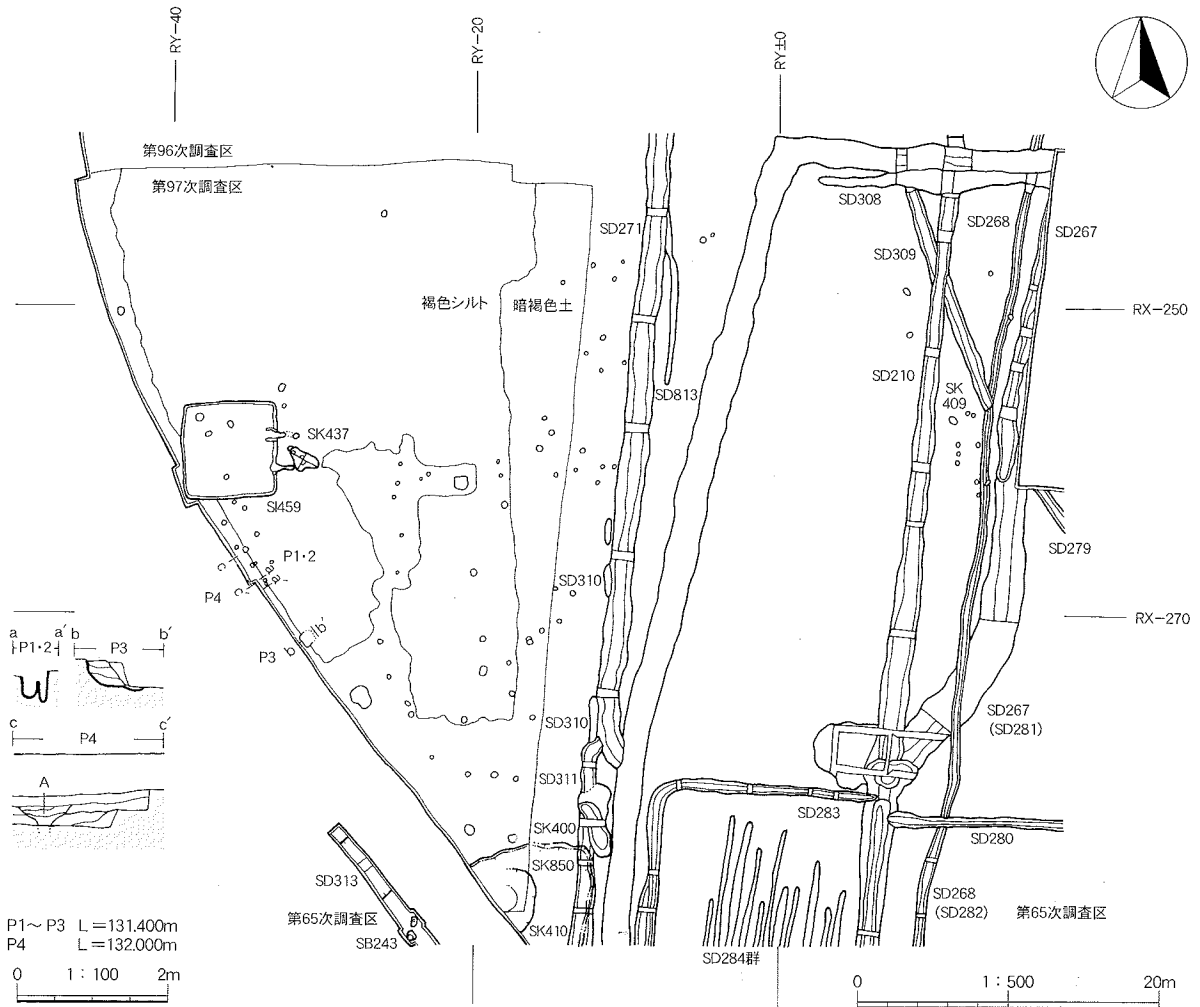
埋土 埋土は自然堆積、一部人為堆積である。A層は自然堆積で、黒色土を主体に暗褐色土や焼土粒をわずかに含むもの、B層は自然堆積で、黒褐色土に褐色土や焼土粒を含むもの、C層は自然堆積で、暗褐色土～黒褐色土に褐色土や焼土粒、炭化物粒を含むもの、D層は自然堆積の壁面崩壊土と考えられ、褐色土に暗褐色土を粒～塊状に含むもの、E層は自然堆積の周溝堆積土で暗褐色土を主体とするもの、F層は人為堆積の床面構築土で、褐色土に暗褐色土・焼土・炭化物粒・土器片を多く含むもの、J層はかまど崩壊土および堆積土、L層はかまど下面構築土である。検出面から床面までの深さは、0.24～0.56mをはかり、壁はわずかに外傾する。床面は平坦だが、南東側で若干隆起する。床面構築土は褐色土に砂粒を含むものを確認したが、南東側ではかまどを壊したと考えられるF層上面が最終期の床面と考えられ、褐色土と黒褐色土と黒～暗褐色土、焼土、炭化物を含む土(F層)で構築されている。

地焼炉 床面中央やや南西よりに地床炉を1基確認した。長軸0.23×短軸0.15mの楕円形状に硬く焼けしまっている。周辺や埋土中には鍛造剥片等生産にかかわる遺物は確認されていない。

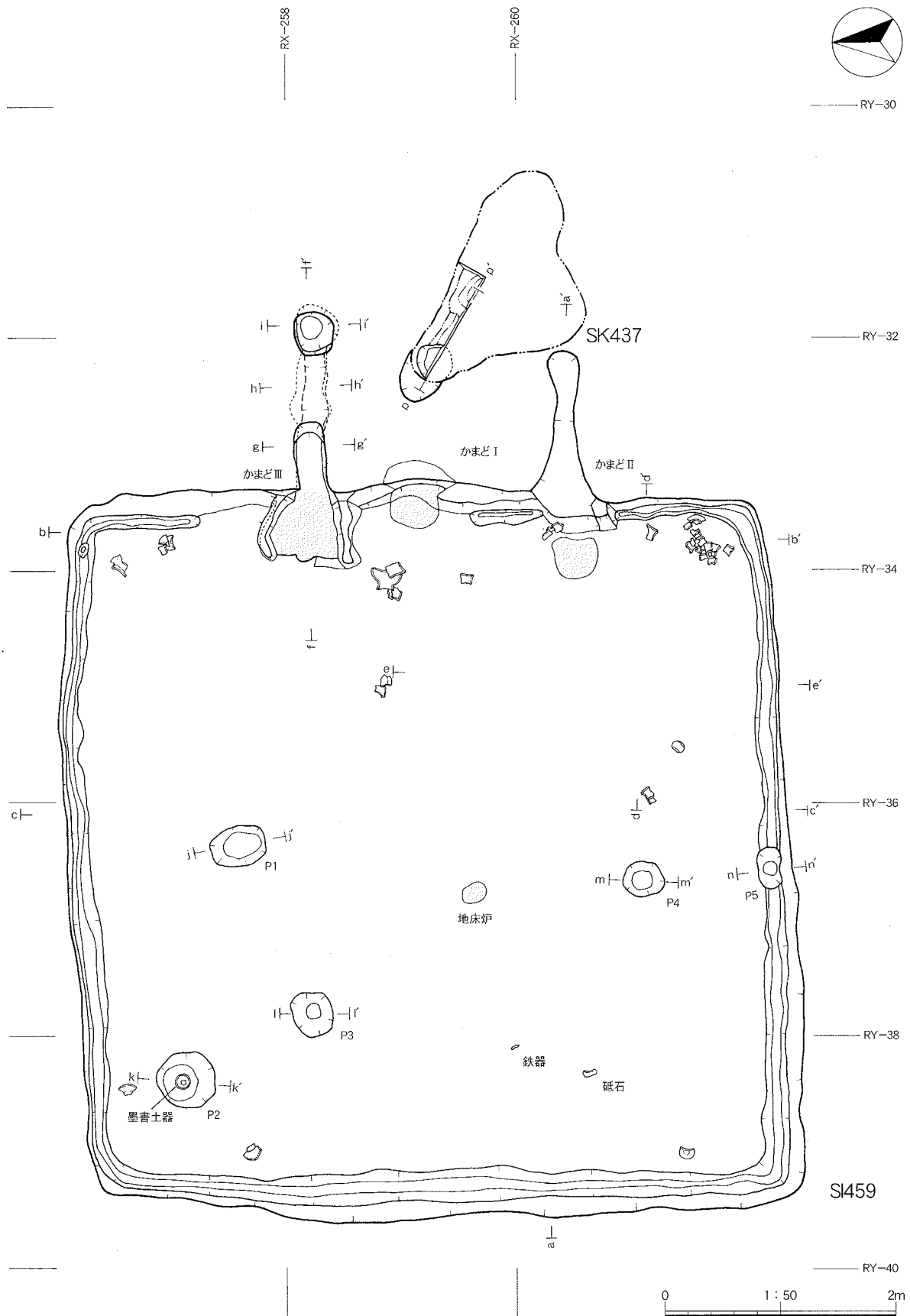
かまど かまどは東壁に3基確認した。2回にわたって作り替えがなされており、最終期のもの以外は壊されている。古いものから、中央(かまどI)→南(かまどII)→北(かまどIII)の順に作り替えられたと考えられる。かまどI・IIの構築土が壊され、床面構築土F層になったもの

かまどI と考えられる。かまどIは東壁面および床面F層下に径0.34～0.4mほどの長楕円形に焼土を確認した。焚き口の堆積土と考えられる。また壁上部には、黒褐色土の範囲を確認し、落ち込

んだ煙道への堆積土の一部と考えられる。煙道はくりぬき式で、東壁から長さ1.15mをはかる。煙出し部はSK437土坑と重複し、それより古い。基底部（そで）などの構築土は、完全に壊されている。かまどⅡは、東壁南寄りから東にのびる黒褐色土に焼土を粉～粒上に多く含む煙道堆積土を検出した。東壁から長さ1.43m、幅0.25～0.58mをはかる。かまどⅡの南基底部は一部残存している。床面F層下に長径0.4m、短径0.35mの火床面を確認した。かまどⅢは、東壁北寄りに検出した。煙道の一部には天井構築土（Ⅰ層）を確認した。煙道の底面は、住居床面より緩やかにのぼる傾斜をもち、中央付近でやや窪む。煙出し部は直径0.7mの円形を呈するピット状に検出し、底面はやや窪む。壁面はオーバーハングしている。煙道の長さは1.54m、幅は0.18～0.3m、検出面から底面までの深さは0.34～0.42mをはかる。かまどの基底部は暗褐色～褐色を呈する粘性土で構築されている。北基底部は「く」字状に屈曲し、南基底部は直線的にのびる。基底部は壁面から長さ0.61～0.67m、床面から高さ0.13～0.15mをはかる。火床面は基底部と煙道の間底面から壁面にかけて0.6～0.7mの不整形円形を呈した黄橙～赤褐色に焼け締まった焼土を確認した。かまど内堆積土（J層）は褐色土と暗褐色土を主体に、焼土



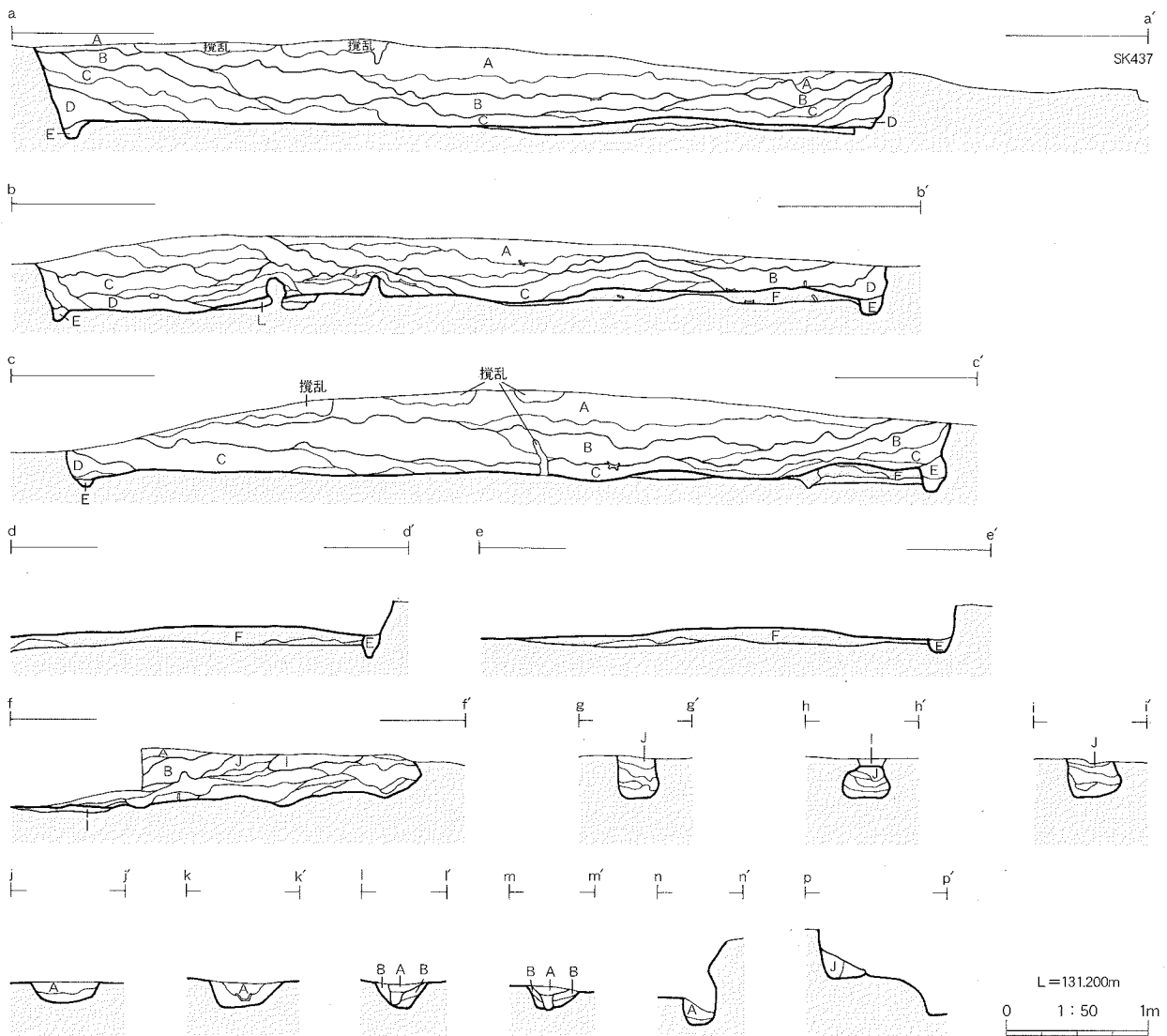
第11図 南西官衙域（第97次）調査区全体図



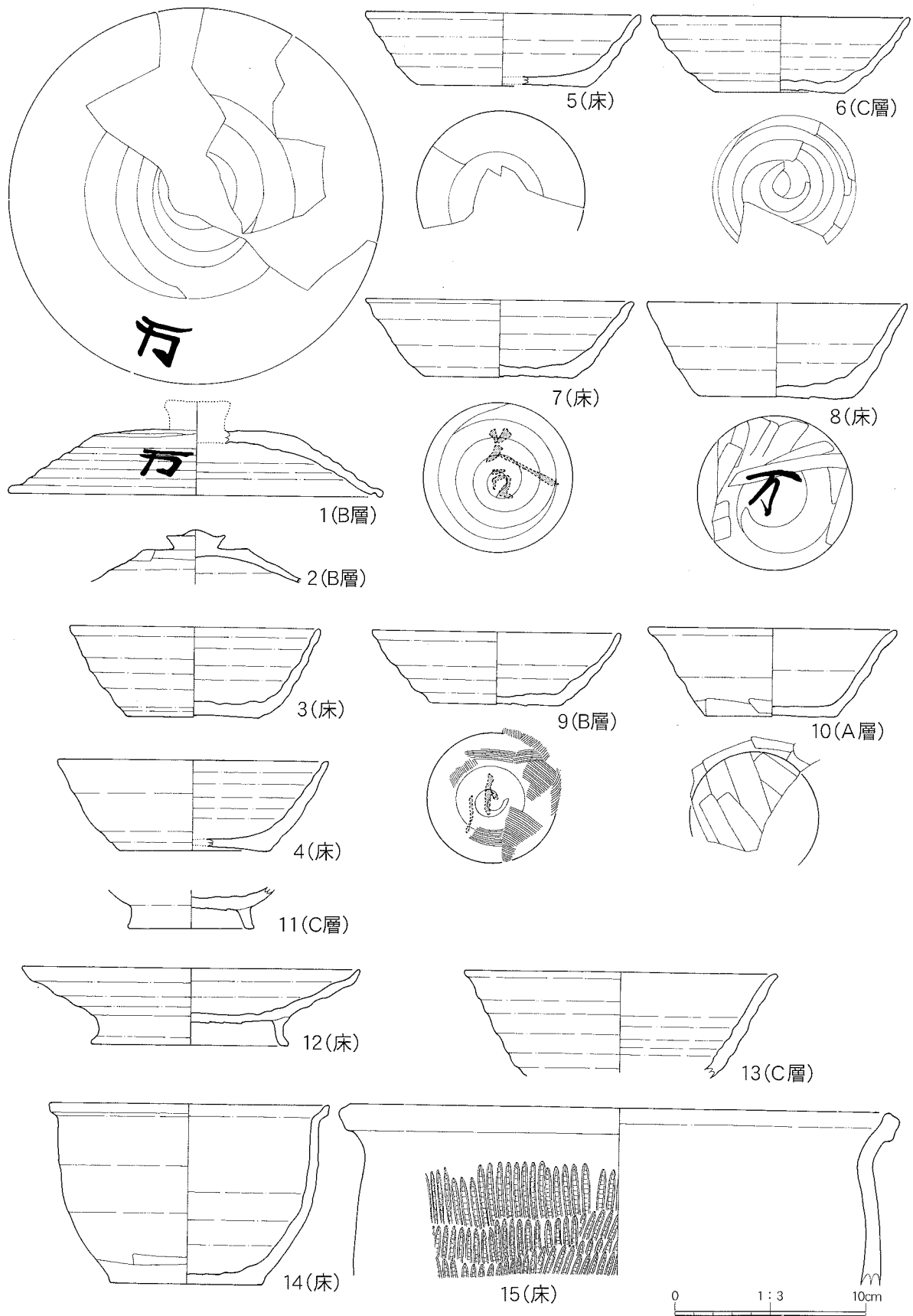
第12図 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡 平面図

炭化物を粒状にふくむもの、かまど下の構築土（L層）および火床面浸透層は厚さ0.05m内外をはかり、褐色土を主体に暗褐色土・焼土・炭化物を粉～粒状に含むものである。

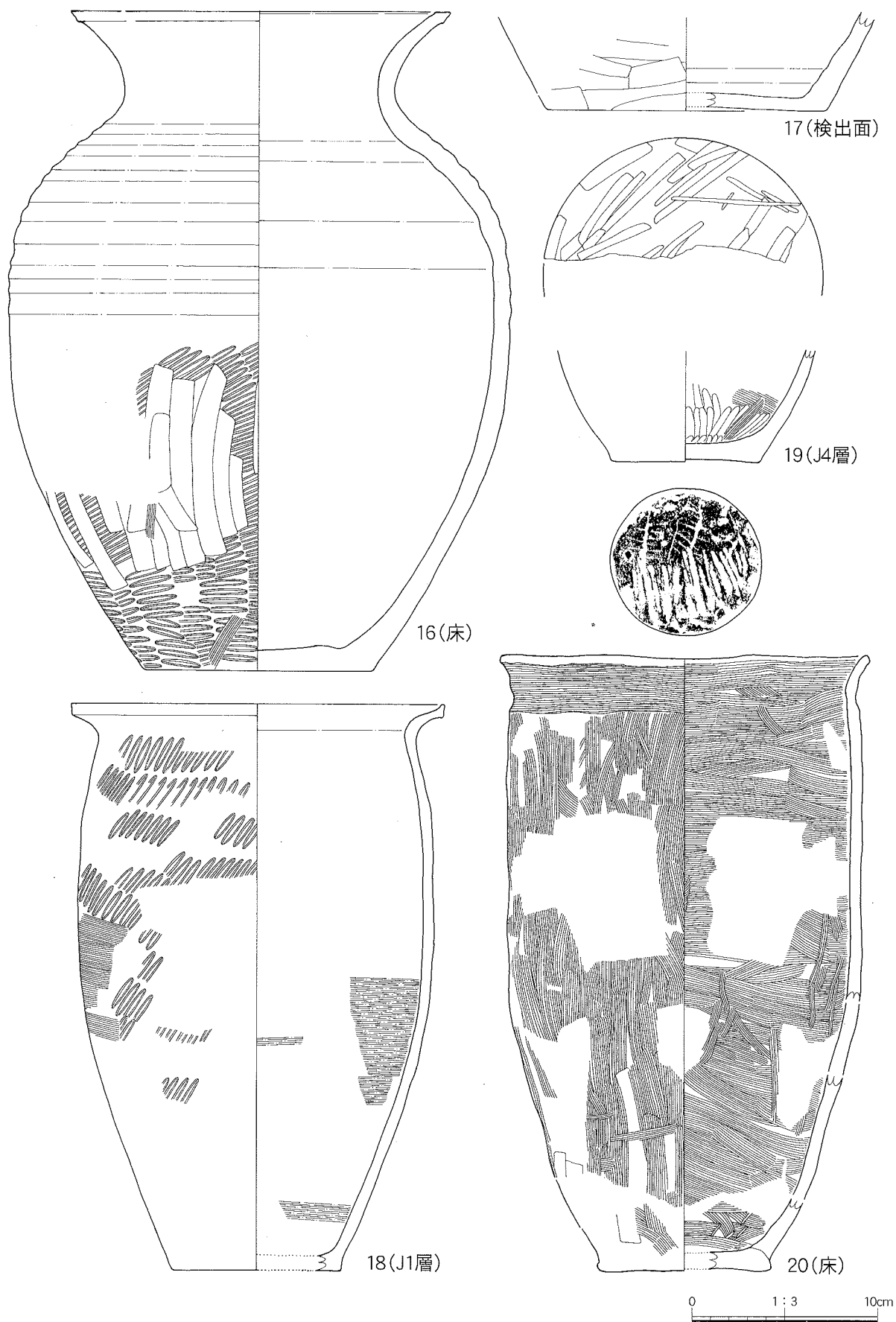
ピットは計5口検出した。P 1～P 4はかまどⅢにともなう床面、P 5は南壁直下の周溝埋土下面で検出した。P 1は直径0.48m、短径0.35m、床面からの深さ0.14mをはかる長楕円形を呈し、埋土はA層が暗褐色土に粒状の褐色土をわずかに含むもの、B層が暗褐色土に粉～粒状の褐色土を多く含むものである。P 2は径0.5m、床面からの深さ0.26mをはかる円形を呈するものである。埋土は人為堆積であり、A層は黒色土に粒状の暗褐色土と褐色土をわずかに含むもの、B層は黒色土に粉～粒状の案褐色土をわずかに含むものである。B層上面には、須恵器坏が正位で据えられていた。口縁部の一部が欠落し、坏内部に落ち込んでいた。底面に墨書「答」が認められる（第14図7）。P 3は径0.32～0.38m、床面からの深さ0.18mの円形を呈し、埋土には柱痕跡が認められ、A層は自然堆積で黒色土が主体、B層は人為堆積で暗褐色土と粉～粒状の黒色土と砂状の褐色土を含むものである。P 4は長径0.38m、短径0.31m床面からの深さ0.18mをはかり、楕円形を呈する。埋土には柱痕跡が認められ、A層は自然堆積で暗～黒



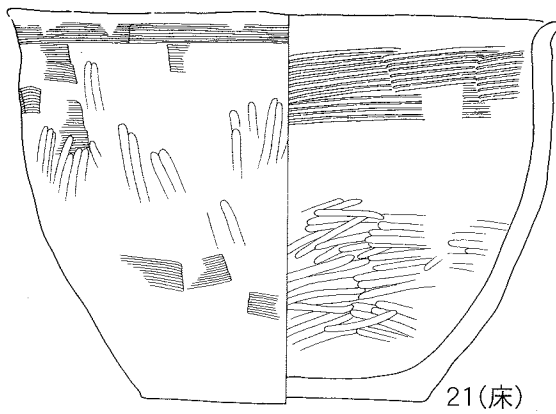
第13図 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡 断面図



第14図 南西官衙域（第97次）SI459竪穴住居跡 出土遺物(1)



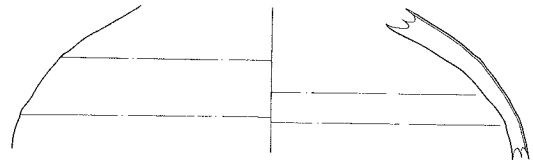
第15図 南西官衙域（第97次）S459竪穴住居跡 出土遺物(2)



21(床)



22(C層)



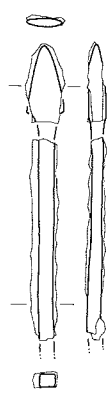
23(ピット4 A層)



24(C層)



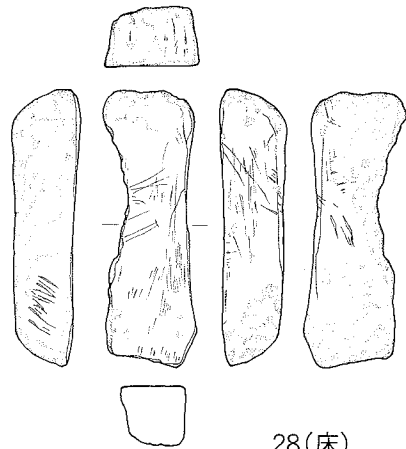
25(C層)



26(B層)

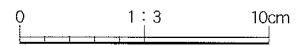


27(C層)



28(床)

(24~27は1:2)
(21, 22, 24~28はS1459, 23はpit4出土)



第16図 南西官衙域 (第97次) S1459竪穴住居跡 出土遺物(3) ピット出土遺物

褐色土が主体，B層は人為堆積で暗褐色土に褐色土と黒色土を粉状に含むものである。P5は長径0.36m，短径0.23m，床面からの深さ0.18mをはかり，長楕円形を呈する。埋土は自然堆積で暗褐色土を主体に，粉～粒状の褐色土と炭化物をふくむものである。

埋土中および床面・床面構築土から須恵器・あかやき土器・土師器・鉄製品・砥石が出土した(第14～16図)。1・2は須恵器蓋である。1の天井部は回転ヘラケズリが施され，「万」の墨書がある。2は鈕が残存するが，縁部は残存しない。3～9は須恵器坏である。3・4は回転糸切り無調整，5～7は回転ヘラ切り無調整である。6は体部下端に回転ヘラケズリ，8はヘラ切り後，手持ちヘラケズリ再調整，9はヘラ切り後，ヘラナデ再調整が施される。7の底部には「答」，8の底部には「万」，9の底部には判読不明の墨書がある。10はあかやき土器坏である。体部下端～底部に手持ちヘラケズリが施される。11・12は須恵器高台付盤である。12は口縁部が短く直立し，底面全体を回転ヘラケズリの後に高台をつけロクロ調整をする。13は須恵器碗である。底部が欠損する。15～17は須恵器甕である。15は口縁部から体部上部までが残存し，体部外面はタタキ調整が施される。口縁部は短く外反し肥厚する。16は体部外面下半にタタキ調整の後，ヘラケズリ調整が施される。17は体部下部から底部が残存している。体部外面および底部にヘラケズリ調整が施される。14・18はあかやき土器甕である。14は体部下端に回転ヘラケズリ調整が施される。18は口縁部が強く外反する。外面にタタキ調整の後，ヘラナデ調整，内面はカキメ調整が施される。19・20は土師器甕である。19は体部下半から底部が残存する。底面に木葉痕ののちヘラケズリ，内面はヘラミガキの後ヘラナデの調整が施される。20は口縁部が直立気味に弱く外反し，底面は平底で外面が若干張り出す。外面は口縁部にヨコナデ，体部には縦方向のヘラナデ，体部下半にはヘラケズリ，内面は横方向のヘラナデ，底面にはハケメの調整が施される。21は土師器鉢である。口縁部が短く外反する。口縁部はヨコナデ，体部外面にはヘラミガキの後ヘラナデ，内面には上部にハケメ，下部にヘラミガキが施される。22は製塩土器の底部破片と考えられ，きわめて薄手で，表面はもろい。これと同一固体と考えられる小破片があわせて10点出土している。いずれも外面は赤褐色，内面は灰色を呈し，きわめて強い熱を受けたものと考えられる。24～27は鉄製品鏃である。28は各面に使用痕が認められる凝灰岩の砥石である。

出土遺物

SK437土坑(第17図)

調査区中央西側で検出し，SI459竪穴住居跡かまどIの煙出しと重複し，それよりも新しい。平面形は検出面では長軸2.8m，短軸1.2mの不整三角形～長楕円形を呈し，埋土中位以下では一辺0.5～0.7mの不整方形を呈する。埋土は自然堆積であり，A層は暗褐色土に褐色土・黒褐色土を粒状に含み，A層上層には炭化物や焼土粒をわずかに含む。B層は黒褐色土にわずかに暗褐色土・褐色土・焼土粒を含むものである。壁面は底面から埋土中位まで，ほぼ直立するが，上位では大きく外傾する。精査した部分での検出面からの深さは0.5mほどをはかる。

位置・規模
平面形
埋土

SK850土坑(第11図)

調査区南端で検出した。第65次調査(『志波城概報94』)で東半を精査しており，下部には埋土中に白色火山灰(十和田aテフラ)を含むSK401土坑が確認されている。本土坑は埋土の状

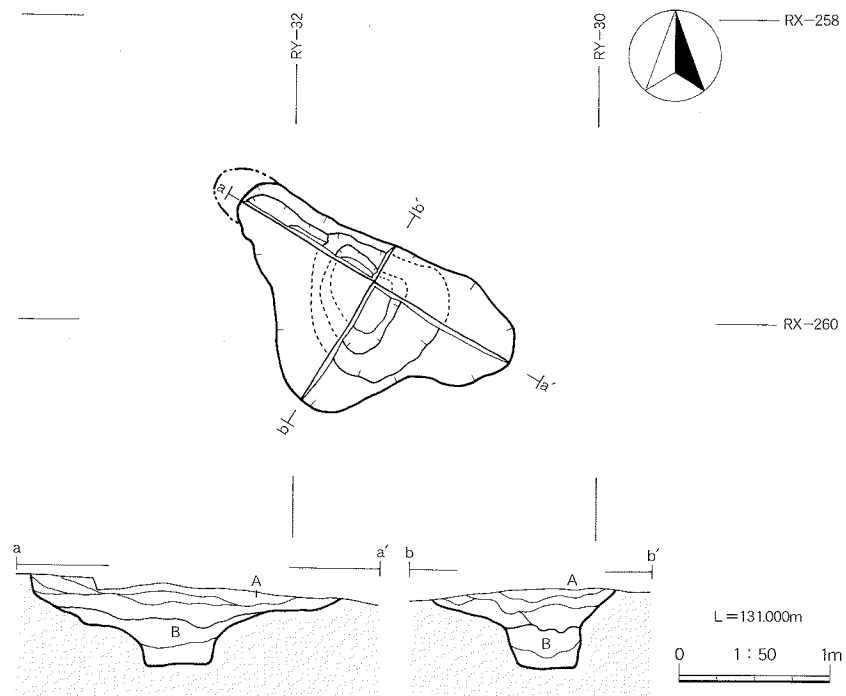
位置・規模

況より、近世のものと考えられる。

小ピット (第11図)

位置・規模 調査区内に径0.3~0.6mほどの小ピットを検出している。建物を構成するようなものはない。調査区中央西端には、方形の掘方P3を検出した。東半を大きく攪乱されているが、一辺0.5mほどの方形を呈し、検出面から底面までの深さは0.4mほどをはかる。底面および断面には柱と考えられる痕跡を確認でき、南西方向に建物が展開する可能性がある。

出土遺物 また、調査区西壁には、径0.45mのP4を確認した。埋土から須恵器甕の破片が出土した(第16図23)。体部上半部に暗緑灰色を呈した自然釉がみられる。胎土や自然釉より紫波郡紫波町古館に所在する杉の上窯跡で生産された製品と考えられる。



第17図 南西官衙域 (第97次) SK437土坑

Ⅲ 調査のまとめ

1 第94～97次調査のまとめ

平成15・16年度は、第94～97次調査を実施し、遺構の検出された第94・96・97次調査において第Ⅱ章に述べた結果が得られた。内容確認調査においては、遺構検出を中心とし、一部のみ掘り下げを行った。以下各次調査内容を総括する。

郭内北西部で実施した第94次調査では、古代の溝跡（SD344・345・346）、近世以降の掘立柱建物跡（SB835）を検出した。SD344溝跡は、幅が上端で2.45～3.55m、下端1.3～2.1m、断面形は逆台形状を呈し、上端付近で緩やかに外反する。埋土は褐色シルトが大半であり、最下層は砂粒を含み若干グライ化している。また、埋土中位より8世紀末のものと考えられる土師器球胴甕が出土している。埋土の状況は政庁外溝跡や外郭区画にともなう溝跡の埋土と似ており、志波城移転の契機となった洪水のために埋没した可能性がある。このことよりSD344溝跡は志波城期の溝跡と考えられ、志波城内の区画施設等の一部である可能性がある。

南西官衙域北部で実施した第96次調査では、掘立柱建物跡（SB249・252・253）、溝跡（SD271・333・334・335）を検出した。SB249建物跡は、南・西側の柱筋を確認し、3口の掘方の断面を確認した。その結果、北側柱筋を確認した第88次調査時に抜き取り穴としていたプランが、柱の立ち腐れもしくは切り取り等によって落ち込んだ部分に自然堆積した層であり、柱の抜き取りは行われていないことが確認された。SB252建物跡は、柱間寸法や構造が不揃いではあるものの、棟方向をSB249建物跡とそろえた建物だったことが確認された。周囲には足場穴と考えられる小柱穴を確認している。SB249建物跡と同時存在の可能性もある。SB253建物跡は建築途中で取りやめられた建物跡と考えられる。四隅の掘方が「ハ」字状向きに配置される事例は、志波城内では例の少ないものである。SB249・252・253建物跡は、棟方向の傾きより官衙Ⅰ期（志波城造営期）の建物と考えられる（『志波城概報99』）。

南西官衙域南部で実施した第97次調査では、竪穴住居跡（SI459）・土坑（SK437・850）を検出した。SI459竪穴住居跡は、東辺にかまどを3時期確認した。最終期のかまど以外は壊されており、その構築土の一部を南東側の床面に敷き詰めたようである。かまどⅠは志波城の中軸線より90°東にふれており、かまどⅡ・Ⅲは共に真東を意識したものと考えられる。このことより、SI459竪穴住居跡は、官衙Ⅱ期（改修期）に構築され、その後も存続したものと考えられる。出土遺物はいずれも9世紀初頭のものと考えられる。このうち床面およびピットから墨書土器が出土した。そのうちP2出土須恵器坏底部の墨書は「答」と判読できそうである。また、埋土中から製塩土器と考えられる土器片も出土している。

2 南西官衙域の調査成果

今回報告した第96・97次調査および第88次調査（『志波城概報03』）をもって、史跡整備に係る政庁南西側、南西官衙域の内容確認調査はほぼ完了した。これまで掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡4棟、溝跡、土坑、などを検出している。以下、南西官衙域の調査を総括する。

掘立柱建物跡

南西官衙域では、3棟の掘立柱建物跡が検出されている。このうちSB253建物跡は、砂礫層で掘削が中断されており、すべての掘方が掘られていない。さらに人為堆積で埋没しており、建築途中で放棄された建物の可能性がある。またSB249・252建物跡は、掘方埋土断面に柱痕跡が観察され、その径が0.2～0.3mほどである。またSB249・252建物跡は、棟方向の傾きがE4.5° Sと方向をそれている。棟方向の傾きより官衙I期建物に分類でき、志波城造営期に建築されたものと考えられる（『志波城概報99』）。

竪穴住居跡

南西官衙域では、3棟の竪穴住居跡が検出されている。このうちSI456・457竪穴住居跡は検出のみ、SI459竪穴住居跡は床面までの精査を実施している。

SI456 竪穴住居跡は一辺が8mほどの大形のものである。これは南東官衙域のSI424・426竪穴住居跡（『志波城概報84』『同85』）にならぶ大形のものであり、これまでのところ南西官衙域において最大規模のものである。SI424・426竪穴住居跡とSI456竪穴住居跡は、規模やかまどが東向きに構築されている点、掘立柱建物跡のそばに配置されている点が共通している。その配置から官衙の施設と考えられ、志波城の官衙域は掘立柱建物と竪穴住居（工房か）で構成されていたと考えられる。

SI457 竪穴住居跡は北東向きにかまどが検出されている。北～西向きのかまどは当地域の8世紀までの竪穴住居跡によく見られることから、SI457竪穴住居跡は志波城期以前の可能性が高いが、城内には北向きのかまどをもつ竪穴住居跡も見受けられるため、一概に言い切れない。

SI459 竪穴住居跡は東向きに2回にわたってかまどが作り変えられており、官衙内において、ある程度長期にわたって機能した施設と考えられる。その期間は、出土遺物から志波城期内に納まる。

官衙域の様相

南東・南西両官衙域の構成で共通している点として、①政庁寄りの北部に大形の竪穴住居が配置され、小形のものが南部に配置される点、②掘立柱建物が北部に、南部に竪穴住居が配置される点がある。またSI459竪穴住居跡の東側には、大路との間に遺構の検出されない空白域が広がっているが、南東官衙域の計画的に配置されたと考えられる竪穴住居跡群（SI427～430）（『志波城概報87』）と大路との間の空白域との様子に共通している。このことから、第97次調査区の南西側に竪穴住居跡が展開している可能性がある。

竪穴住居跡の用途については、南東官衙域のSI426竪穴住居跡から多量の鉄滓が出土してお

り、簡易な小鍛冶が行われていた可能性が指摘されており、規模が似る SI456 竪穴住居跡も同様の可能性がある。他の竪穴住居跡については、官衙施設の一部ということ以上のことは不明である。

SI459 竪穴住居跡出土土器

第97次調査において調査した SI459 竪穴住居跡からは、まとまった量の遺物が出土した。これまで城内の施設にともなって出土した遺物の様相の範疇におさまるものである。ここでは、SI459 竪穴住居跡から出土したいくつか注目される土器についてまとめることとする。

第1に須恵器墨書土器「答」についてである(第14図7)。床面北西部に掘られたピット中に、墨書「答」口縁部を打ち欠き、正位で埋納されたものである。底面に墨書が確認され「答」と判読できそうである。「答」は出羽国山本郡塔甲郷を指す可能性がある。山本郡塔甲郷は、倭名類聚抄によれば城柵が設置されていた場所であり、その城柵は払田柵に比定されている。「雄勝 乎加知 有城謂之答合」・「山本郡 山本 塔甲 御船 …」しかし、これまで払田柵の調査において「答」墨書土器は出土しておらず、人名・地名など他の意味の可能性もあり、今後の検討課題であろう。

第2に、薄手の土師器鉢または甕の底部と考えられる土器片についてである(第16図22)。製塩土器外面は赤褐色、内面は灰色を呈し、二次的な加熱を受けている。平底バケツ形の製塩土器底部破片と考えられる。もちろん内陸部である盛岡の地で、製塩が行われていたとは考えられず、搬入品であることは間違いない。SI459 竪穴住居跡出土の他の土器の年代観より9世紀初頭のものと考えられる。当該期に土器製塩を行っていた地域は、仙台湾周辺および北陸地方、秋田県などが指摘されている(加藤1995・岸本1996)。今回出土した資料は、極めて薄手であり、底部から体部に直角に立ち上がる平底バケツ形の器形である。仙台湾周辺からもたらされたのであれば、陸奥国府多賀城などから搬入された塩と考えられる。また、志波城の文献上の初出である「越後国に米三十斛、塩卅斛を造志波城所へ送らしむる」(『日本紀略』延暦22年2月12日条)記述との関連も考えてみたくなる。北陸系統の当該期の製塩土器のうち、薄手の平底バケツ形のは、底部外面に柵目板の圧痕がつくことが指摘されているが、今回出土した資料は、小さな破片であることや外面が二次焼成によってもろく摩滅していることから、はっきりとは分からない。塩は律令体制下で庸調として重要な扱いを受け、志波城にも当然のことながらもたらされていたものであるが、今回の出土は城柵の物資流通についての示唆のひとつとなるものと考えられる。

第3に須恵器甕の破片についてである(第16図23)。表採資料との比較でしかないが、暗緑杉の上窯跡灰色を呈する釉と、胎土の様子から、紫波郡紫波町古館に所在する杉の上窯跡の製品と考えられる。杉の上窯跡から出土する須恵器は、杉などの二次林による釉がかかったものであり、9世紀初頭の志波城への直接の須恵器供給窯とはすぐに断定はできないが、今後の調査の進展が期待されるものである。

【引用参考文献】

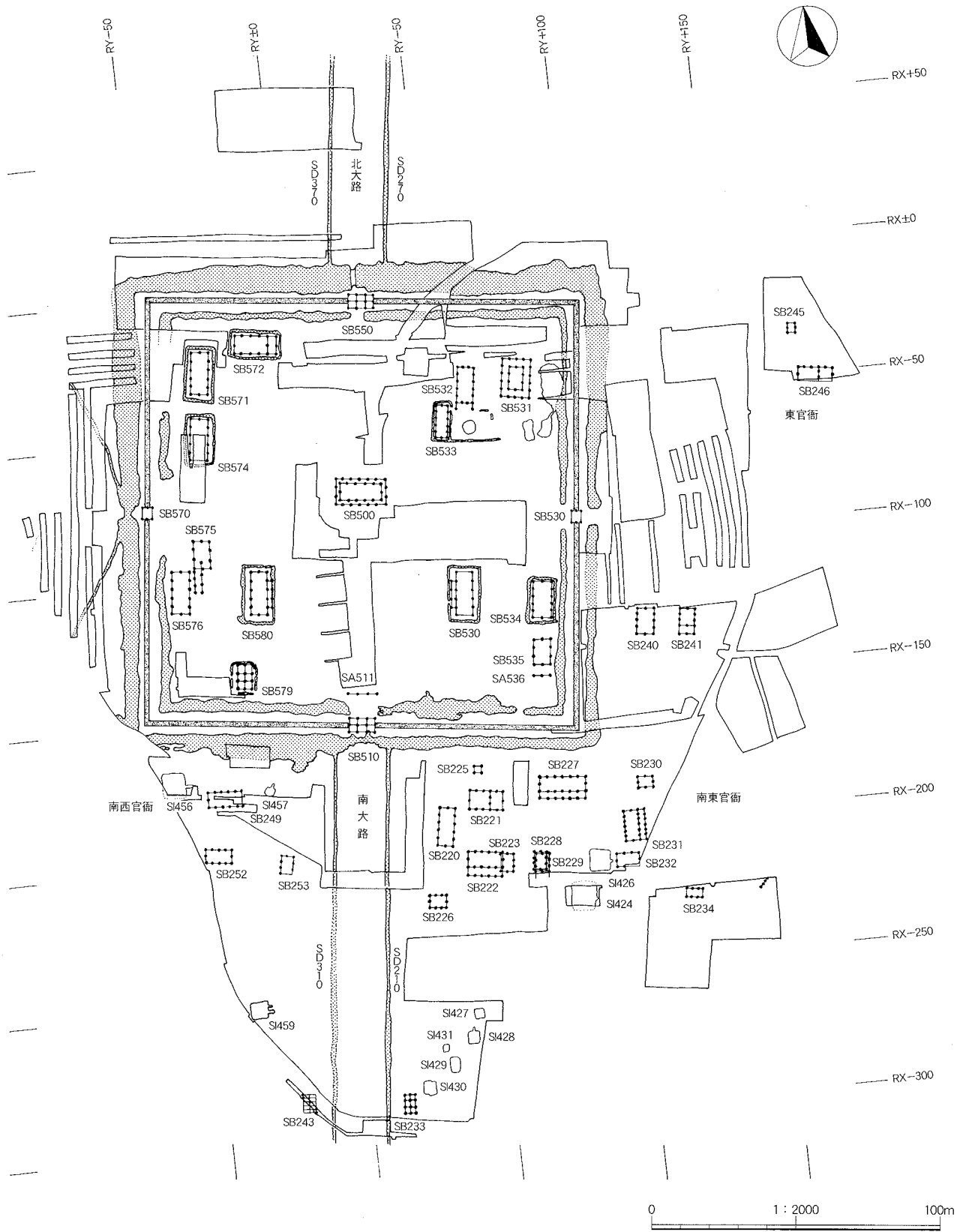
加藤道男 1995「仙台湾周辺の製塩遺跡」『東北歴史資料館研究紀要 第15巻』

岸本雅敏 「古代の塩の意義」 1996 『考古学による日本歴史2 産業I』雄山閣

奈良文化財研究所 2003 『古代の官衙遺跡 I 遺構編』

番 号	出 土		形 態		寸法 (cm), () は残存部分						底部切離	調 整		墨書等・備考	
	図 版	遺構	層	区分	器種	器高	口径	体径	低径	口/低		口/高	外面		内面
10-1		SB249	C	須恵器	坏	(4.6)	12.8		(5.4)						
10-2	2	SB253	A	須恵器	盤	4.8	18.4		12.2						
10-3		SB253	C	あかやき	甗	(4.4)									
10-4		SB253	C	土師器	坏	(2.0)			9.2			ヘラ切		ヘラミガキ・内黒	
14-1	4	S1459	B	須恵器	蓋	(3.4)	19.6						回転ヘラケズリ		万
14-2	3	S1459	B	須恵器	蓋	(2.9)	(11.0)								
14-3	5	S1459	床	須恵器	坏	4.6	13.0		7.0	1.9	2.8	回転糸切			
14-4		S1459	床	須恵器	坏	4.7	14.2		7.6	1.9	3.0	回転糸切			
14-5		S1459	床	須恵器	坏	3.8	14.4		8.8	1.6	3.8	ヘラ切			
14-6		S1459	C	須恵器	坏	3.9	13.4		6.6	2.0	3.4	ヘラ切・回転ヘラケズリ再調整			
14-7	8	S1459	床・埋設	須恵器	坏	4.0	14.0		7.8	1.8	3.5	ヘラ切			答
14-8	7	S1459	床	須恵器	坏	4.9	13.6		8.0	1.7	2.8	ヘラ切・手持ヘラケズリ再調整 ヘラ切・ヘラナデ再調整			万
14-9	9	S1459	B	須恵器	坏	3.8	13.0		6.8	1.9	3.4	ヘラ切			?
14-10		S1459	A	あかやき	坏	4.7	13.0		6.8	1.9	2.8	ヘラ切・手持ヘラケズリ再調整			
14-11		S1459	C	須恵器	盤	(2.0)	(8.7)		6.6			ヘラ切			
14-12	6	S1459	床	須恵器	盤	4.0	17.8		10.4			ヘラ切			
14-13		S1459	C	須恵器	埴	(5.2)	16.4		(9.6)						
14-14	12	S1459	床	須恵器	甗	9.4	14.6	13.6	8.0				回転ヘラケズリ		
14-15		S1459	床	須恵器	甗	(9.0)	28.2	(27.6)					タタキメ		
15-16	10	S1459	床	須恵器	甗	35.3	20.4	27.0	12.4				タタキメ・ヘラケズリ		
15-17		S1459	検出面	須恵器	甗	(5.0)		(20.2)	15.0				ヘラケズリ		
15-18	11	S1459	J	あかやき	甗	30.4	20.0	19.2	9.0				タタキメ・ヘラケズリ	カキメ	
15-19		S1459	J	土師器	甗	(6.0)		(13.8)	8.0					ヘラミガキ・ヘラナデ	
15-20		S1459	床	土師器	甗	33.0	20.0	19.1	8.6				ヨコナデ・ヘラナデ・ヘラケズリ	ヘラナデ	
15-21	13	S1459	床	土師器	鉢	13.5	22.6	21.9	11.5			木葉痕	ヨコナデ・ヘラナデ・ヘラミガキ	ハケメ・ヘラミガキ	
15-22	14	S1459	B	土師器	鉢								摩滅	摩滅	
15-23	15	小ピット	埋土	須恵器	甗	(6.0)	(10.5)	(20.5)							二次焼成・ 裏面土層 移の上澄砂・暗 緑灰色自然釉

第 2 表 南西官衙域 (第 96・97 次) 出土土器一覧



第 18 図 政庁・官衙域全体模式図 (1:2,000)

	遺構名	棟方向・軸線傾き	構造	柱間寸法 (1尺=0.3m)	変遷	柱抜取	分類
政	SB500 正殿跡	東西棟 E6.5° S	5×2間 (廻縁)	桁梁とも10尺等間, 縁10尺等間	2期 (縁改修)	すべて	A群
	SB540 東脇殿跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (縁, 周溝)	桁梁とも10尺等間, 縁4.5尺間	2期?	すべて	A群
	SB580 西脇殿跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (縁, 周溝)	桁梁とも10尺等間, 縁4.5尺間	2期 (縁改修)	すべて	A群
	SB510 南門跡	東西棟 E6.5° S	八脚門	桁9・12・9尺間, 梁8尺等間	1期	すべて	A群
	SB530 東門跡	南北棟 N6.5° E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間, 梁5.5尺等間	2期 (建替)	すべて	A群
	SB550 北門跡	東西棟 E6.5° S	? →八脚門	? →桁9・12・9尺間, 梁8尺等間	2期?	すべて	A群
	SB570 西門跡	南北棟 N6.5° E	棟門→四脚門	11尺間→桁13.5尺間, 梁5.5尺等間	2期 (建替)	すべて	A群
	SA511 目隠堀	東西 E6.5° S	3間	不同 3.26・3.05・3.36m	1期	なし	?
	SB531 建物跡	南北棟 N8° 55' E	3×2間 (四面廂)	桁9尺等間, 梁8尺等間, 廂8尺間	1期	なし	C群
	SB532 建物跡	南北棟 N7° 0' E	6×3間 (斜柱)	桁8尺等間, 梁不同	1期	一部	C群
	SB533 建物跡	南北棟 N7° 30' E	2×5間 (周溝)	桁6.5~9.5尺間, 梁6.5尺等間	1期	なし	C群
	SB534 建物跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (周溝)	桁8.5尺等間, 梁11尺等間	1期	すべて	A群
	SB535 建物跡	南北棟 N2° 30' E	3×2間	不同	1期	なし	C群
	SA536 柱列跡	東西 E6.5° S	2間	10尺等間	1期	すべて	?
	SB571 建物跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (周溝)	桁梁とも10尺等間	1期	なし	B群
	SB572 建物跡	東西棟 E6.5° S	5×2間 (間仕切, 周溝)	桁10尺等間, 梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB574 建物跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (周溝)	桁10尺等間, 梁10.5尺等間	1期	一部	B群
	SB575 建物跡	南北棟 N5° 0' E	2×3間	桁梁不同	1期	なし	C群
	SB576 建物跡	南北棟 N6.5° E	5×2間 (掘方修正)	桁梁とも10尺等間	1期	すべて	A群
	SA577 柱列跡	南北棟 N6.5° E	3間	不同	1期	なし	?
SA578 柱列跡	南北棟 N2° 0' E	4間	不同	1期	なし	?	
SB579 建物跡	南北棟 N6° 0' E	3×2間 (総柱, 周溝)	桁梁不同	1期	なし	C群	

政庁建物一覧表

	遺構名	棟方向・軸線傾き	構造	柱間寸法 (1尺=0.3m)	重複	柱抜取	分類
南 東 官 衙	SB220 建物跡	南北棟 N9.5° E	5×2間	桁梁とも9尺等間	なし	すべて	I期
	SB221 建物跡	東西棟 E6.5° S	5×2間 (間仕切)	桁7.5・8尺間, 梁10.5等尺	なし	ほとんど	II期
	SB222 建物跡	東西棟 E6.5° S	5×2間 (南廂)	桁8尺間, 梁9尺等間, 廂9~10尺間	SB223	すべて	II期
	SB223 建物跡	南北棟 N7° 45' E	3×2間	桁7尺等間, 梁8尺等間	SB222	なし	I期
	SB226 建物跡	東西棟 E3.5° S	3×2間	桁6.5尺等間, 梁7尺等間	なし	なし	I期
	SB227 建物跡	東西棟 E4.5° S	6×2間 (南廂)	桁9尺等間, 梁8.5尺等間, 廂8尺間	なし	一部	I期
	SB228 建物跡	南北棟 N7.5° E	3×2間	桁6.5尺, 梁6.5尺	SB229	すべて	I期
	SB229 建物跡	南北棟 N7.5° E	5? ×2間 (間仕切)	桁8・5.5~6尺, 梁8.5尺	SB228	すべて	II期
	SB230 建物跡	東西棟 E3.25° S	2×2間	桁8・5・9尺間, 梁6尺強	なし	なし	I期
	SB231 建物跡	南北棟 N0.5° W	6×2間 (東廂)	桁6尺等間, 梁8.5尺等間, 廂8尺間	なし	一部	I期
	SB232 建物跡	東西棟 E2.75° S	3×2間	桁9尺等間, 梁8尺等間	なし	なし	I期
	SB234 建物跡	東西棟 E6.5° S	3×1間	桁5.5・6.5尺間, 梁6尺等間	なし	なし	II期?
	SB240 建物跡	南北棟 N7° 25' E	4×2間	桁7.5尺等間, 梁10・10.5尺間	なし	なし	II期
	SB241 建物跡	南北棟 N7° 31' E	3×2間 (南廂)	桁7・6.5尺間, 梁8.5尺等間, 廂10尺間	なし	なし	II期
SB245 建物跡	南北棟 N7° 00' E	2×1間	桁5尺等間, 梁8尺間	なし	一部	II期	
SB246 建物跡	東西棟 E7.5° S	5×2間 (間仕切)	桁梁とも8尺等間	なし	すべて	II期	
南 西 官 衙	SB249 建物跡	東西棟 E4.5° S	5×2間	桁8尺等間, 梁8.5尺等間	なし	なし	I期
	SB252 建物跡	東西棟 E4.5° S	4×2間	桁7.5・8尺間, 梁7.5・9尺間	なし	なし	I期
	SB253 建物跡	南北棟 N11.5° E	3×2間 (未完成)	桁梁とも7尺等間	なし	なし	I期

官衙建物一覧表

第3表 政庁・官衙域 建物一覧

IV 志波城跡の基準点について

國生 尚

1 はじめに

1976(昭和51)年、東北縦貫自動車道関連発掘調査の太田方八丁遺跡で、築地跡や城内の竪穴住居跡群が検出され志波城跡と推測された。この調査は路線中心杭を基点とする自由座標によって位置を表示していたため今後の調査記録との整合性を考慮して公共座標を取り付け、さらに位置の復原精度を高めるため基準点を永久標識とした。これが1次測量である(『志波城跡1・2次』)。

志波城跡の保存、調査が盛岡市教育委員会を主体として進められることに伴い、胆沢城〔水沢市1976・2000〕や徳丹城〔矢巾町1983・2003〕と同じく相対座標系を設定し遺跡基準点を設置した(『方八丁概報77』『志波城跡I』)。

遺跡基準点はさらに4・5次測量と新設・改測が行われていることに加え、2001年に測量法の改正があったので、志波城座標と新公共座標との関係を明確にし、座標変換の精度を検証したので報告する。

【引用参考文献】

- 水沢市教育委員会 1976 『胆沢城 昭和50年度発掘調査概報』
- 水沢市教育委員会 2000 『胆沢城 平成11年度発掘調査概報』
- 矢巾町教育委員会 1983 『徳丹城跡 昭和57年度発掘調査概報』
- 矢巾町教育委員会 2003 『徳丹城跡 第54・55・56次発掘調査』

2 遺跡基準点網の設定

遺跡の範囲は約1km四方と推測され、広範囲であることや遺跡保護のための調査や整備事業は長期に及ぶことが予測された。

調査においては遺跡の性格上、高精度の位置表示が必要であることや、新旧調査記録の整合性を高めるため、位置表示基準を変更しないこと、高さは標高で表示する等の要件を満たすために遺跡の範囲に基準点網を設定することとした。

基準点の設置においては、基準点は永久標識とし保全に努めること、基準点の測量は基準点間の精度が最良となるように実行すること、相対座標系を設定し公共座標系の基準や精度の影響を受けないようにするが、公共座標系との互換性は維持すること、調査・整備等遺跡に関する事業の毎に設置する基準点や位置の表示は遺跡基準点を既知点として測量を実行すること、基準点の測標水準は直接水準測量とすること、等を要件とすることとした。

3 基準点の設置

遺跡基準点の設置は次のような経過を経ている。

・1次測量 1976(昭和51)年

東北縦貫自動車道関連発掘調査にともなう

新設05点 1010 1020 1030 1040 1050

計画機関 岩手県教育委員会 作業機関 アジア航測株式会社

・ 2次測量 1977(昭和52)年

範囲確認調査にともなう

新設04点 2060 2061 2070 2071

計画機関 盛岡市教育委員会 作業機関 アジア航測株式会社

・ 3次測量 1978(昭和53)年

範囲確認調査にともなう

新設05点 3080 3090 3100 3110 3120

計画機関 盛岡市教育委員会 作業機関 アジア航測株式会社

・ この間に新設と改測があったと推測されるが詳細は不明である。

・ 4次測量 1990(平成2)年

家屋の増加や復元整備工事にともない見通しがきかなくなったことや、転倒による事故点発生にともない、1級基準点の増設、および改測を実施。

新設03点 4001 4013 4014 (4130 4140)

改測14点 4020 4030 4040 4050 4060 4070 4071 4080 4090

4100 4110 4120 (4130 4140)

計画機関 盛岡市教育委員会 作業機関 国際航業株式会社

・ 2000(平成12)年12月24日未明、盛岡市教育委員会文化財調査室が火災で全焼し、調査資料等の多くが焼失。

・ 5次測量 2002(平成14)年

復元整備工事にともない既設点間の見通しがきかなくなったことや、基準点が少なかったため、郭内北部への基準点の増設および改測を実施。また世界測地系への変換を実施。

新設05点 5150 5160 5170 5180 5190

改測02点 5090 5001

変換11点 5020 5030 5050 5060 5071 5080 5100 5110 5120 5130 5140

計画機関 盛岡市教育委員会 作業機関 北栄調査設計株式会社

4 相対座標系の設定

遺跡の規模は主要地方道盛岡環状線北側の土手畑が外郭区画施設築地の痕跡であることが判明したのでこれを南辺とし、東辺は主要地方道盛岡・和賀線、西辺は東北縦貫自動車道西側の市道官台線が築地痕跡であるとする、東西が850mとなる。方形の範囲とすると北辺は河岸段丘下になり、痕跡は認められない。推定される築地痕跡の東・西・南辺には傾きがあって、本遺跡は全体に約6°東に傾いている。

基線方向は、推定される遺跡の規模の全体に約6°傾きがあるが、遺跡の中軸線を特定できる状況に無いことから平面直角座標と平行とした。

遺跡の位置は各辺の中央を次の国土基本図上で計測し、東辺をY+24,150、西辺をY+23,300、南辺をX-35,400、北辺をX-34,550とした。

1/2500国土基本図 X-LE15-4盛岡広域都市計画図(上鹿妻)

1/2500国土基本図 X-LE16-3盛岡広域都市計画図(本宮)

1977(昭和52) 測量 計画機関 岩手県 作業機関 パシフィック航業株式会社

相対座標系の原点は各辺中央に近い端数の無い座標値の交点 $X-35,000$, $Y+23,700$ とした。

相対座標原点 $R X \pm 0.000$ $R Y \pm 0.000$ は公共座標系(日本測地系)上の次の位置にある。

緯度 $39^{\circ} 41' 03.76812''$ 経度 $141^{\circ} 06' 34.78942''$

$X-35,000.000$ $Y+23,700.000$

基線方向角 $0^{\circ} 00' 00''$ 真北方向角 $-0^{\circ} 10' 35.234''$

5 世界測地系への対応

測量法が2001(平成13)年6月20日に改正され、2002(平成14)年4月1日に施行され、測量の基準が日本測地系から世界測地系に規定された。

志波城跡における位置の表示は、公共座標系の基準変更にとらわず志波城座標系の変更はしない。また、高さの表示においても日本測地系の標高とする。

ただし、志波城座標系と公共座標系との互換性は保持することとする。

相対座標原点 $R X \pm 0.000$ $R Y \pm 0.000$ は公共座標系(世界測地系)上の次の位置にある。

緯度 $39^{\circ} 41' 13.89873''$ 経度 $141^{\circ} 06' 22.13795''$

$X-34,692.299$ $Y+23,400.450$

基線方向角 $0^{\circ} 00' 08.042''$ 真北方向角 $-0^{\circ} 10' 27.192''$

遺跡基準点の世界測地系による成果は別表「志波城跡基準点成果表」の X , Y である。

なお、5090 5001 5150 5160 5170 5180 5190は実測値、他は座標変換値である。

6 座標変換の方法

日本測地系と世界測地系間の座標変換は次の変換プログラムを使用した。

ソフトウェア TKY2JGD Ver. 1.3.79 国土地理院

パラメータ 東北 Ver. 2.1.1 国土地理院

7 座標変換の精度

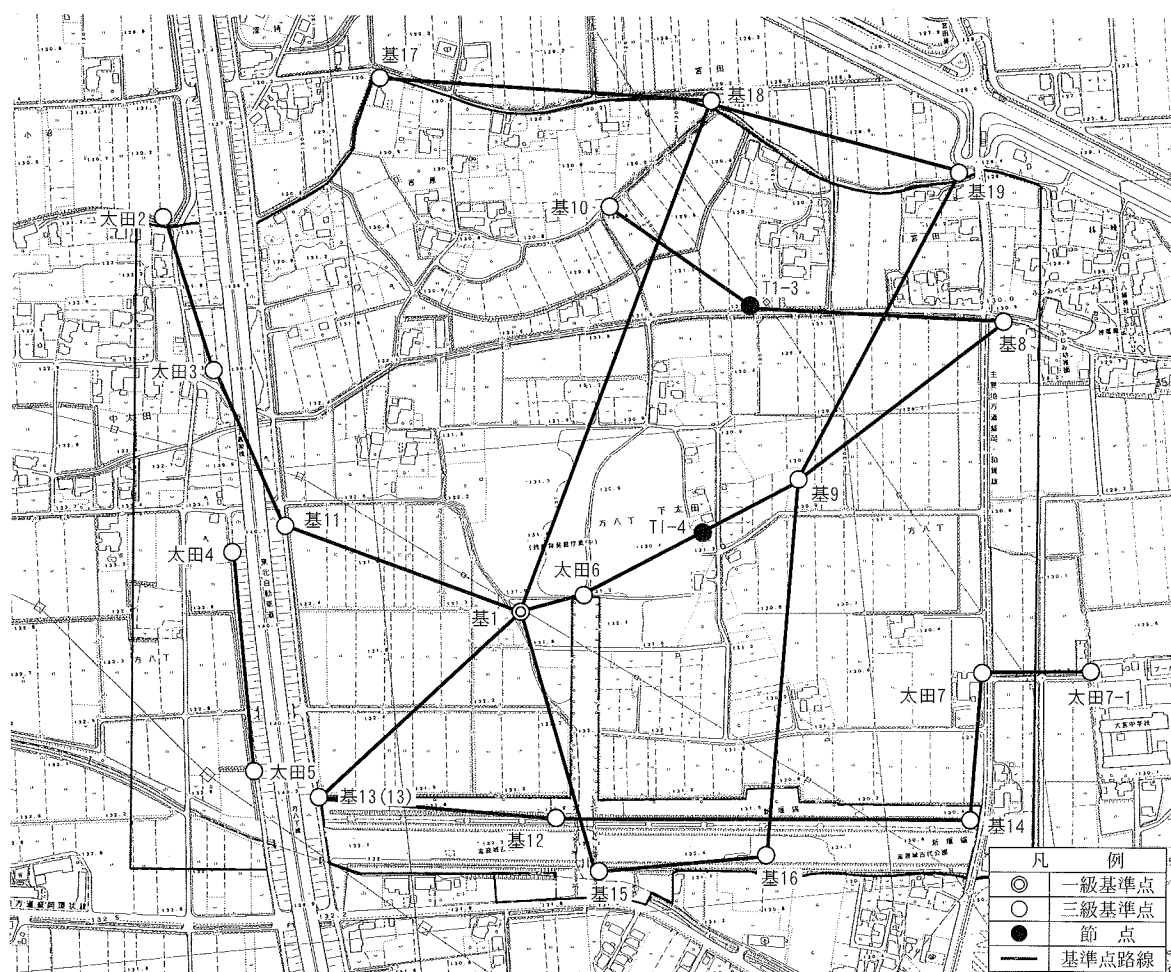
相対座標原点から各基準点までの距離を相対座標値と世界測地系座標値で求め、両者の距離差を精度の目安とした。各点の距離差は $0.000\sim 0.005\text{m}$ まであって、平均 0.0017m であった。

8 標高の精度

志波城跡基準点は高さを全て直接水準測量によって求めている。1次～4次測量の既知点は記録が無いために検証できないが、5次測量の既知点は1等水準点「5488」と「5489」である。この水準点の日本測地系成果と世界測地系成果の平均差は -0.0717m である。日本測地系成果と世界測地系成果との変換はこの 0.0717m を用いている。

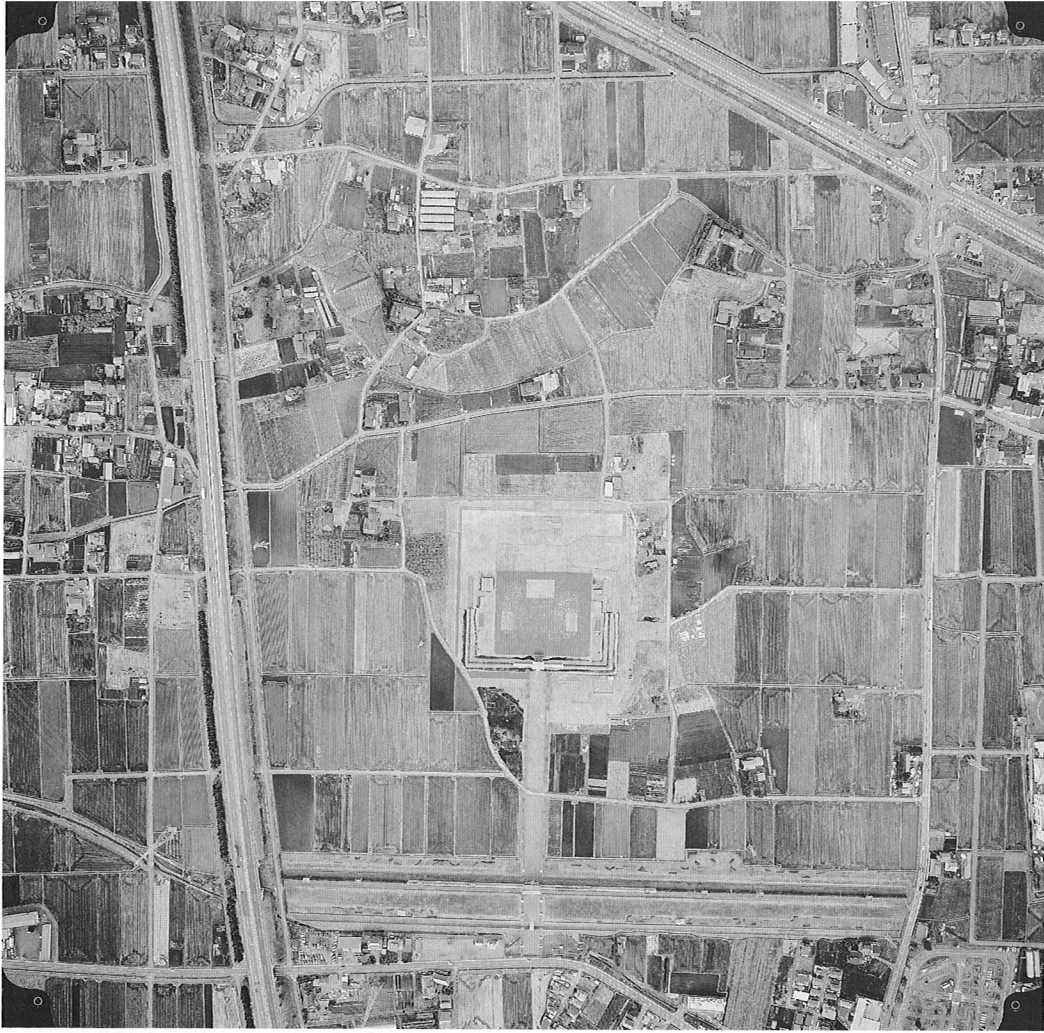
点 名	R	X	R	Y	H	X	Y	備 考
原 点	±	0.000	±	0.000	0	-34692.299	+ 23400.450	
1010 太田01	***		***		***	***	***	
4020 太田02	+266.504		-386.750		131.243	-34425.794	+23013.701	
4030 太田03	+104.045		-351.720		131.859	-34588.254	+23048.729	
4040 太田04	- 91.327		-357.618		132.475	-34783.627	+23042.829	
4050 太田05	-308.722		-356.135		132.341	-35001.022	+23044.310	事故点
4060 太田06	-159.772		+ 11.291		131.152	-34852.072	+23411.739	
2061 太田06-1	***		***		***	***	***	
4070 太田07	-285.721		+418.822		130.835	-34978.023	+ 2381.269	事故点
4071 太田07-1	-297.378		+531.320		130.256	-34989.680	+23931.767	
4080 基08	+ 78.812		+484.597		130.206	-34613.487	+23885.048	
5090 基09	- 68.079		+246.835		130.383	-34760.379	+23647.285	
4100 基10	+242.283		+ 77.247		130.601	-34450.015	+23477.699	
4110 基11	- 63.888		-292.988		132.542	-34756.188	+23107.460	
4120 基12	-395.991		- 34.096		131.683	-35088.293	+23366.350	
5001 基01	-183.182		- 57.751		131.770	-34875.482	+23342.697	
4013 T1-3	+113.085		+223.597		131.120	-34579.214	+23624.049	
4014 T1-4	-123.701		+152.370		130.987	-34816.001	+23552.819	
4130 基13	-358.876		-287.335		132.007	-35051.177	+23113.110	
4140 基14	-442.529		+397.511		130.262	-35134.832	+23797.957	
5150 基15	-452.708		- 5.037		132.691	-35145.009	+23395.408	
5160 基16	-460.093		+175.875		131.412	-35152.395	+23576.321	
5170 基17	+403.250		-152.104		130.508	-34289.048	+23248.349	
5180 基18	+334.714		+193.680		128.839	-34357.584	+23594.134	
5190 基19	+232.100		+449.505		127.933	-34460.198	+23849.957	

第 4 表 志波城跡基準点成果表



第 19 図 志波城跡基準点網図 (1:8,000)

写 真 图 版



志波城跡全景（第96次調査時）



郭内北西部（第94次） 調査区全景（北から）



郭内北西部（第94次） 9D941遺跡全景（志波城跡）



郭内北西部（第94次） 9D941遺跡断面

南西官衙域（第96次）
調査区全景（北から）



南西官衙域（第96次）
調査区全景（南から）



南西官衙域（第96次）
SB249建物跡全景（西から）

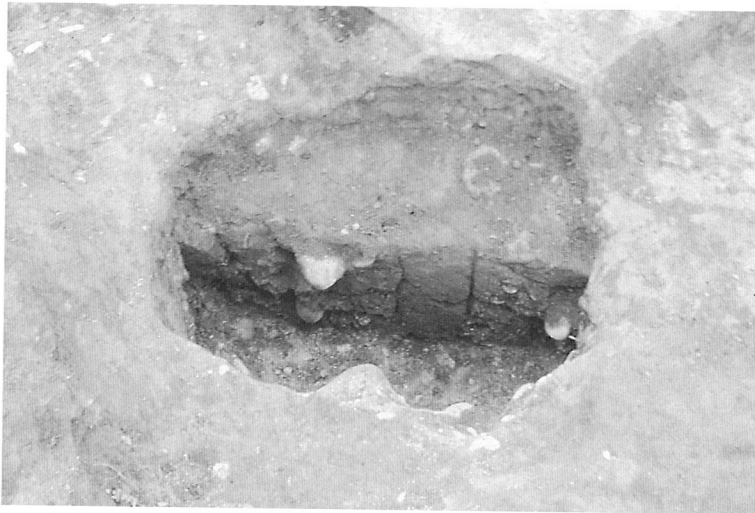


南西官衙域（第96次）
SB249建物跡全景（西から）





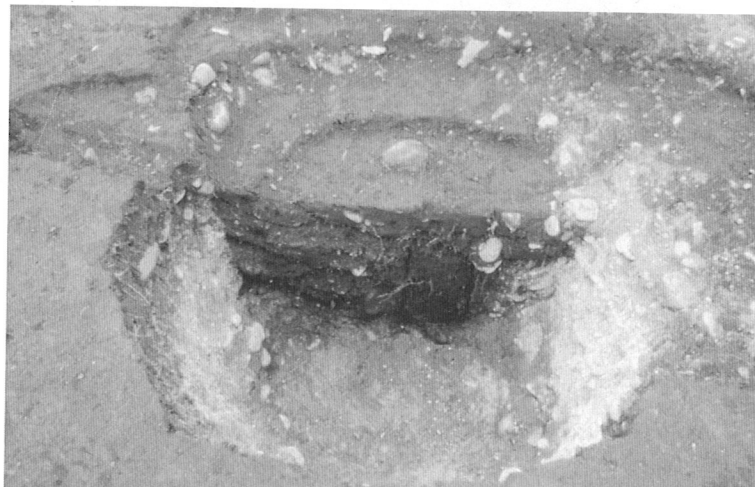
南西官衙域 (第96次)
SB252建物跡全景 (西から)



南西官衙域 (第96次)
SB252建物跡堀方1断面



南西官衙域 (第96次)
SB252建物跡堀方3断面



南西官衙域 (第96次)

第4図版

南西官衙域 (第96次)
SB253建物跡全景 (南から)



南西官衙域 (第96次)
SB253建物跡堀方1断面



南西官衙域 (第96次)
SB253建物跡堀方2断面



南西官衙域 (第96次)
SB253建物跡堀方3断面





南西官衙域 (第96次)
調査風景



南西官衙域 (第96次)
現地説明会風景

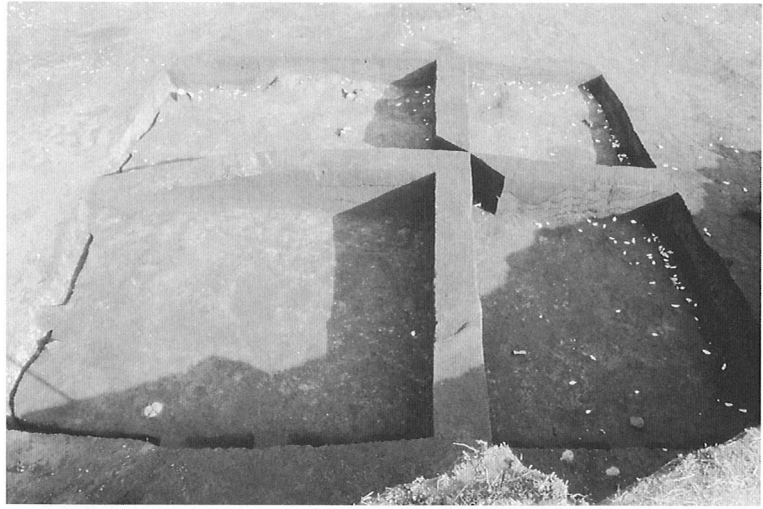


南西官衙域 (第97次)
調査区全景 (北から)

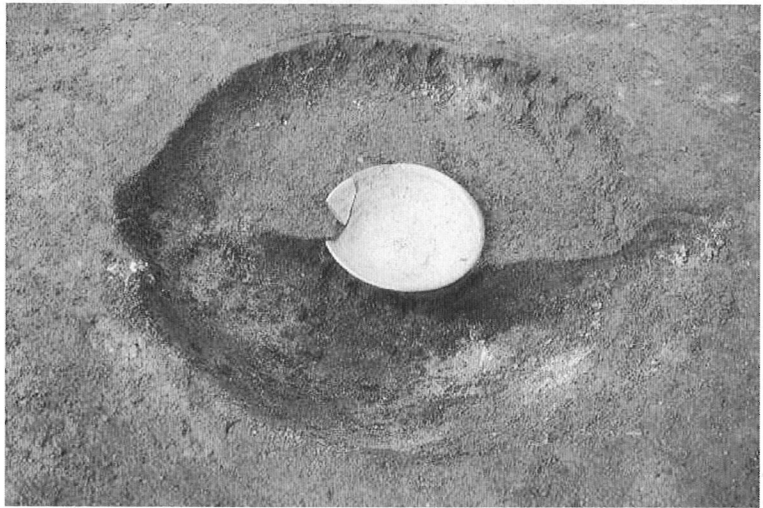


南西官衙域 (第97次)

南西官衙域（第97次）
SI459竪穴住居跡断面



南西官衙域（第97次）
SI459竪穴住居跡
P2土器出土状況

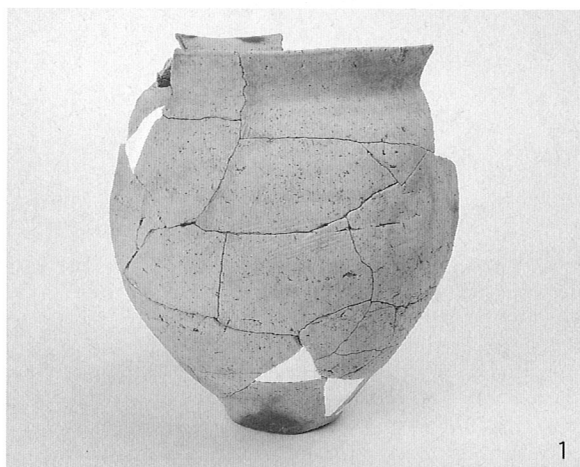


南西官衙域（第97次）
SI459竪穴住居跡
墨書土器「万」出土状況

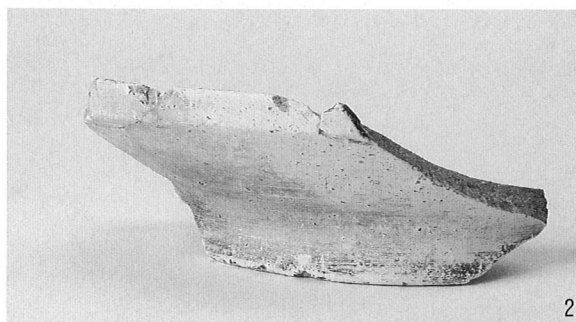


南西官衙域（第97次）

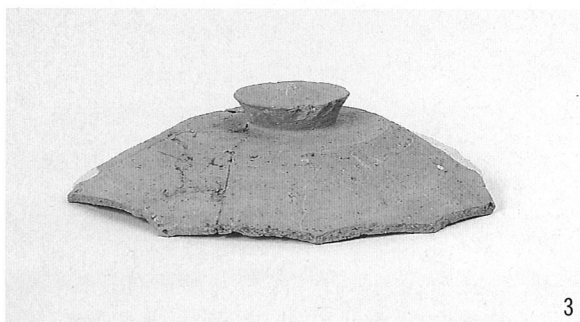




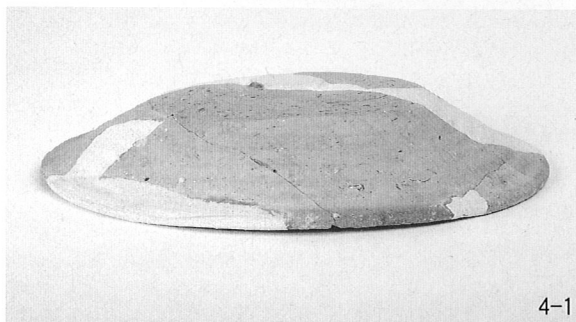
1



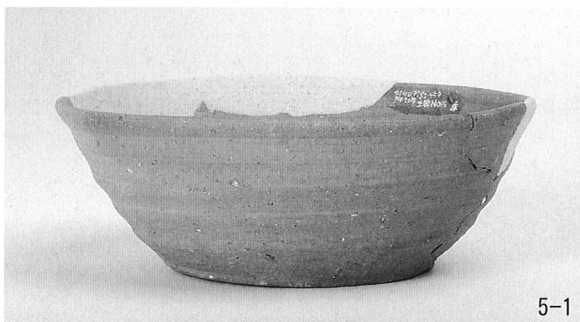
2



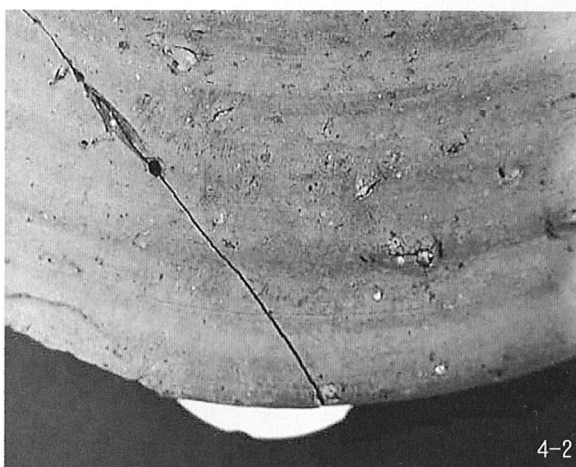
3



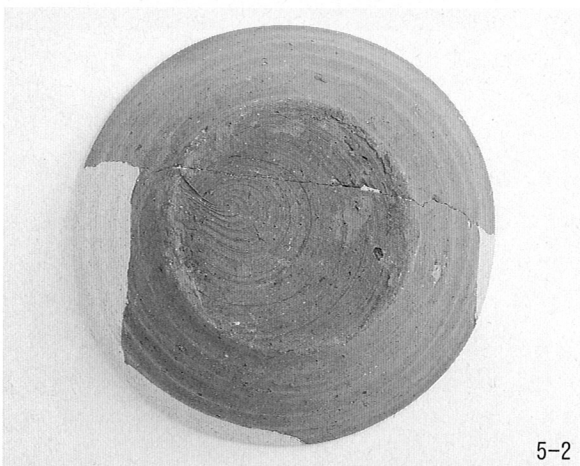
4-1



5-1



4-2



5-2



6

- 1 SD344溝跡出土土器（土師器 球胴甕）（第4図）
- 2 SB253掘立柱建物跡堀方8出土土器（須恵器 盤）（第10図2）
- 3 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 蓋）（第14図2）
- 4-1 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 蓋）（第14図1）
- 4-2 SI459竪穴住居跡出土土器（墨書「万」赤外線写真）（第14図1）
- 5-1 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏）（第14図3）
- 5-2 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏 底面）（第14図3）
- 6 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 盤）（第14図12）



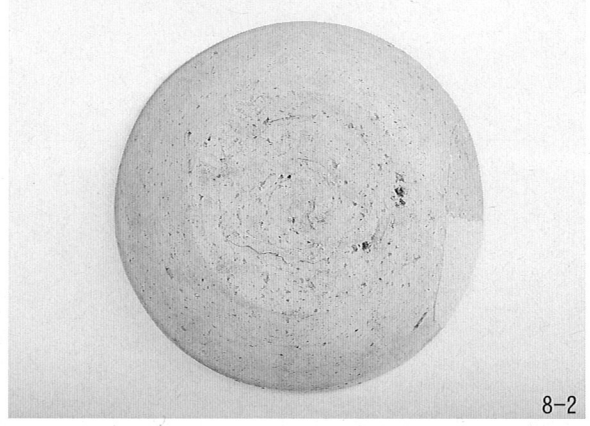
7-1



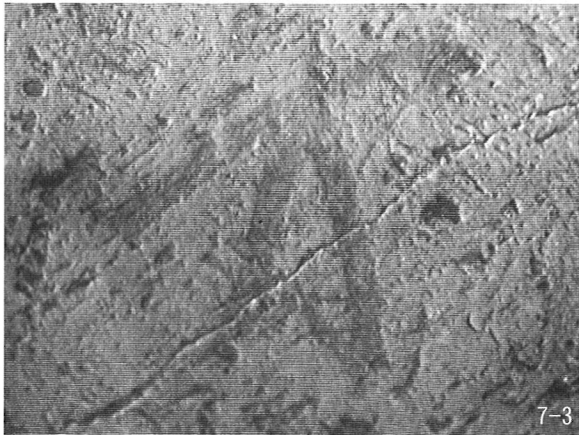
8-1



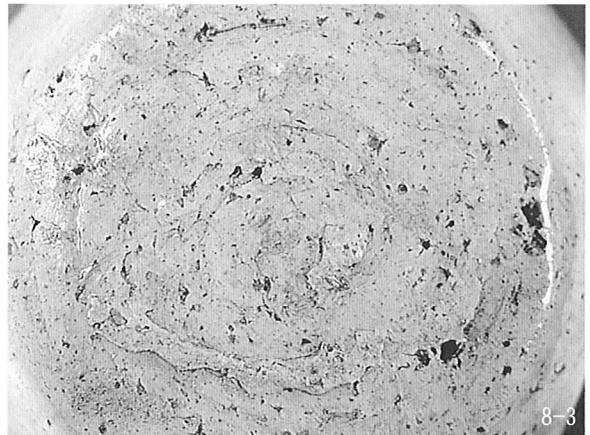
7-2



8-2



7-3



8-3

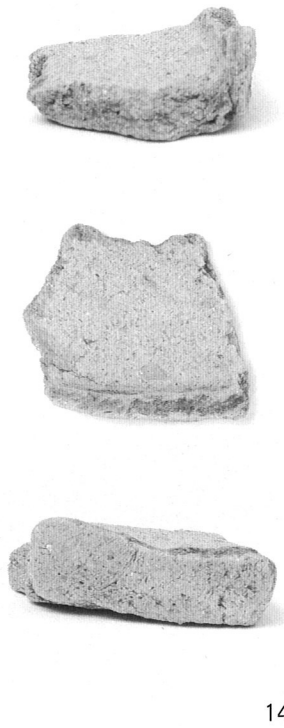


9-1



9-2

- 7-1 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏）（第14図8）
- 7-2 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏 底面）（第14図8）
- 7-3 SI459竪穴住居跡出土土器（墨書「万」赤外線写真）（第14図8）
- 8-1 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏）（第14図7）
- 8-2 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏 底面）（第14図7）
- 8-3 SI459竪穴住居跡出土土器（墨書「答」赤外線写真）（第14図7）
- 9-1 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏）（第14図9）
- 9-2 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 坏 底面赤外線写真）（第14図9）



- 10 SI459竪穴住居跡出土土器（須恵器 甕）（第15図16）
- 11 SI459竪穴住居跡出土土器（あかやき土器 甕）（第15図18）
- 12 SI459竪穴住居跡出土土器（あかやき土器 甕）（第14図14）
- 13 SI459竪穴住居跡出土土器（土師器 甕）（第16図21）
- 14 SI459竪穴住居跡出土土器（製塩土器）（第16図22）
- 15 南西官衛域（第97次）P4出土土器（須恵器 甕）（第16図23）

報告書抄録

ふりがな	しわじょうあと							
書名	志波城跡							
副書名	平成15・16年度発掘調査概報							
編著者名	今野公顕							
編集機関	盛岡市教育委員会 盛岡市遺跡の学び館							
所在地	〒020-0866 岩手県盛岡市本宮字荒屋13番地1 TEL 019-635-6600							
発行年月日	2005年11月30日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
しわじょうあと 志波城跡	いわてけんもりおかし 岩手県盛岡市 しもねのたほりまちやう 下太田方八丁 新堰端 ほか	03201		39度	141度	第94次 2003.07.17～08.04	163	現状変更（個人住宅新築）
				41分	06分			
				02秒	47秒	第95次 2003.09.25	76	現状変更（個人住宅車庫）
				世界測地系	世界測地系	第96次 2003.10.10～12.05	982	内容確認
				39度	141度	第97次 2004.10.25～12.03	1,970	内容確認
				41分	06分			
				12秒	34秒			
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
志波城跡 第94次	城柵官衙	平安時代	溝跡3条		須恵器・ あかやき土器・ 土師器	郭内北西部に、規模の大きな溝跡を 確認した。		
		近世以降	掘立柱建物跡1棟					
平安時代		掘立柱建物跡 3棟		須恵器・ あかやき土器・ 土師器	南西官衙域北部の構造を把握した。			
古代		溝跡3条						
第96次								
第97次		平安時代	竪穴住居跡1棟		須恵器・ あかやき土器・ 土師器・ 製塩土器・鉄製品	南西官衙域南部の構造を把握した。		
	近世	土坑1基						

志波城跡

— 平成15・16年度発掘調査概報 —

2005年11月30日 発行

発行 盛岡市教育委員会 文化課
〒020-8532 岩手県盛岡市津志田14地割37番2
TEL 019-651-4111

編集 盛岡市遺跡の学び館
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮字荒屋13番地1
TEL 019-635-6600
E-mail iseki@city.morioka.iwate.jp
URL <http://www2.city.morioka.iwate.jp/14kyouiku/iseki/manabikan/index.html>

印刷 有限会社 山本印刷
〒020-0004 岩手県盛岡市山岸1丁目8-9

(表紙挿図：政庁西門復元図)